

第 2 編

事業の概要

第2編 事業の概要

第1章	保 健	15
第2章	医療・薬事	27
第3章	福 祉	39
第4章	生活環境	98
第5章	試験・検査・研究	103

第1章 保 健

第1 健康づくり事業

近年、我が国においては、不適切な生活習慣に伴う生活習慣病の増加が大きな問題となっており、また、こうした病気が障がいや要介護状態の原因として「健康で生きられる期間(健康寿命)」の延伸を妨げる要因となっている。

これらの問題を踏まえて平成13年6月に「健康いわて21プラン」を策定し、乳幼児から高齢者まで生涯を通じて栄養、運動、禁煙等の健康的な生活習慣を獲得することを目標とした総合的な健康づくりを進めている。

1 健康いわて21プランの推進

本プランは、県民が自ら健康づくりを実践するための行動指針であるとともに、健康づくり支援者(家庭、地域、学校、企業、医療機関、行政等)が、それぞれの立場から支援を行うための活動指針となるものであるから、全ての県民へプランの周知を図るとともに、個々人に合った健康づくりに取り組める環境づくりが整備されるように事業を実施している。

(1) 岩手県健康いわて21プラン推進協議会の開催

健康いわて21プラン改訂増補版策定と地域・職域保護の連携推進のため、「岩手県健康いわて21プラン推進協議会」(平成13年9月18日設置)を2回開催した。

また、健康いわて21プラン改訂増補版の数値目標等を設定するため、「健康いわて21プラン分析・評価専門委員会」を2回開催した。

(2) 県民生活習慣実態調査の実施

県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、健康いわて21プランの推進状況を把握することにより、当該プラン最終評価及び時期岩手県健康増進計画策定に資することを目的とした、「県民生活習慣実態調査」を、県内10保健所(盛岡市保健所含む)各2地区、計20地区で実施した。

(3) いわて健康データウェアハウスの構築

健康いわて21プランの主要指標について、毎年度実態を把握し経年変化を知ること、健康づくり施策に役立てることを目的に、市町村、県及び市町村教育委員会と小・中・高校、医療保険者等の協力を得て本システムを稼働している。

表1-1 平成21年度いわて健康データウェアハウス参加機関及び情報収集数

情報の種類	参加機関及び情報収集数	参加機関数	情報収集数
妊娠届出時		27市町村	7,233人
1歳6ヶ月児健康診査時		27市町村	4,555人
3歳児健康診査時		28市町村	4,646人
小学校定期健康診査時(1年、4年)		326校	16,938人
中学校定期健康診査時(1年、3年)		152校	17,374人
高等学校定期健康診査時(3年)		51校	7,177人
特定健康診査時		34市町村+5医療保険者	138,317人

(4) 疾病対策情報解析

健康いわて21プランを始めとする健康づくり施策に役立てるため、上述の「いわて健康データウェアハウス」に加え、「人口動態統計」「地域がん登録」「地域脳卒中登録」「老人保健事業報告」「国保医療費」等の主要情報を一括して閲覧できるシステムを稼働している。

2 健康運動指導者の育成

県民が正しい知識に基づく運動習慣を獲得できるよう、専門的な知識を有する指導者の資格更新のための単位認定講習会を行った(2回94人)。

3 喫煙対策

県民への喫煙と健康に関する知識の普及、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、喫煙者の禁煙支援を目標に喫煙対策に取り組んでいる。

(1) 市町村本庁舎等の禁煙、分煙状況調査

市町村本庁舎等の受動喫煙防止対策を把握するため、市町村を対象に禁煙・分煙状況の調査を実施した。その結果、平成 21 年 6 月 1 日現在、35 市町村の本庁舎のうち受動喫煙防止対策が適正な施設は 20 施設 (57.1%)、不十分な施設は 15 施設 (42.9%) であった。

(2) 禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業

受動喫煙防止対象施設のうち、飲食店及び喫茶店についてはその営業形態と店舗の構造から、受動喫煙防止に向けた取組みが難しいとされている。

このようなことから、県内で禁煙又は分煙を実施している飲食店及び喫茶店を対象に登録制度を創設し、これら登録店をホームページ等により紹介した。

平成 21 年度末までの登録店数 219 (禁煙店 192、分煙店 27)

(3) 喫煙ストップ大作戦事業

地域における喫煙者に対する禁煙教育と未成年者の喫煙防止対策を推進し、喫煙による健康被害を防止するために、各保健所が中心となって健康づくり教室、学校等施設における敷地内禁煙化の働きかけ、管内市町村及び学校関係者等研修会を実施した。

4 メタボリックシンドローム予防対策

平成 20 年度に開始された医療制度改革に伴い、これまで老人保健法に基づき保健事業として実施されてきた基本健康診査は、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導に変わり、その実施義務者が市町村から医療保険者に変更となった。生活習慣病の予防は、県民の健康増進を推進する上で重要であることから、医療保険者たる市町村が特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施できるように、国民健康保険法に基づき、事業に要した費用の一部を補助した。

また、円滑かつ効果的な保健指導を実施するため、保健指導従事者の基本研修及び分野別研修を開催するとともに、研修評価委員会開催、保健指導従事者のニーズ調査により研修の効果について検討を行った。

(1) 特定健康診査の実施状況

平成 21 年度に県が補助を行った市町村国民健康保険の特定健康診査の実施状況は次のとおりである。

表 1-2 平成21年度特定健康診断の実施状況 (速報値)

実施人員 (人)	県実施率 (%)	全国実施率 (%)
102,884	39.7	31.4

(2) 特定健診・特定保健指導従事者高度化支援事業

ア 特定健診・特定保健指導従事者研修会

国の研修ガイドラインに基づく一定の研修、フォローアップ研修、「医療保険者の特定健診・特定保健指導支援事業」担当者研修会を実施した。

表 1-3 平成21年度特定健診・特定保健指導従事者研修会の実施状況

内 容	実施機関	回 数	延参加人数
① 国の研修ガイドラインに基づく一定の研修	環境保健研究センター	3回 (1クール)	173人
② フォローアップ研修	環境保健研究センター	3回	171人
	保健所	8回	199人
③ 「医療保険者の特定健診・特定保健指導支援事業」担当者研修会	環境保健研究センター	2回	26人

イ 特定健診・特定保健指導サポート事業

「特定健診・特定保健指導」の円滑な実施に向けて、保健所単位に担当者研修、関係者会議、調査、相談等を随時行った。

(2) メタボリックシンドローム 1 割削減地域運動展開事業

各保健所において、40 歳未満のメタボリックシンドローム移行抑止を重点とした地域課題に応じた取組を実施した。

ア 地域委員会の開催

県内の肥満や生活習慣病の現状や動向を確認し、改善方策の具体的検討を行うための委員会を開催した。

イ 指導者研修会の開催

保育所・学校・事業所等の健康づくり担当者を対象に、地域における「メタボリックシンドローム 1 割

削減推進リーダー」育成のための研修会を開催した。

ウ 地域運動展開事業

メタボリックシンドローム予防のための普及啓発、事業所や学校と連携した教室、環境づくり等の具体事業を実施した。

表 1-4 平成21年度地域運動展開事業の実施状況

事業名		回数	参加延人数
ア	地域委員会	19回	356人
イ	指導者研修会	14回	694人
ウ	普及啓発	92回	4,687人
	学校や事業所と連携した教室	11回	232人
	環境づくり	運動施設へのエネルギー消費計設置 6箇所 弁当業者バランス弁当試験販売 9業者 運動普及推進員の養成・育成 雑穀活用朝食メニュー発表会 他	

5 がんの予防、早期発見対策

「がん」による死亡は、総死亡の約3割を占めており、昭和59年に脳卒中に代わって死亡原因の第1位となった。医学の発展に伴い、「がん」の治癒率は飛躍的に向上してきているが、現時点では、「がん」の発生原因が十分に解明されていないため、「がん」の対策としては、「がん」の予防やがん検診受診による早期発見・早期治療が非常に重要であることから、これまで、「がん」についての啓発活動やがん検診受診勧奨に努めてきたところである。

また、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を社団法人岩手県医師会の協力を得て実施している。

(1) がんの普及啓発

「がん」についての啓発やがん検診の受診勧奨を行うために、がん検診普及啓発用リーフレットを作成し、市町村、医療機関、検診機関等を通して、県民に配布した。また、乳がん啓発活動であるピンクリボン運動に参加し、関係機関と協力して、乳がんについての理解促進やがん検診の受診勧奨を行った。

その他、がん検診の受診率向上の企画、検討を行うために、市町村のがん検診担当者、検診機関等を構成員としたがん検診受診率向上対策検討委員会を開催した。

表 1-5 市町村が行ったがん検診の受診者数(平成21年度)

がん検診	受診者数
胃がん検診	97,815人
子宮がん検診	62,123人
肺がん検診	138,227人
乳がん検診	57,415人
大腸がん検診	127,614人
延べ 483,194人	

[資料] 平成21年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

表 1-6 市町村が行ったがん検診の実施状況(平成21年度)

	胃がん検診	子宮がん検診	肺がん検診	乳がん検診	大腸がん検診
受診人員(人)	97,815	62,123	138,227	57,415	127,614
県受診率(%)	20.3	29.2	28.2	34.3	25.2
全国受診率(%)	10.1	21.0	17.8	16.3	16.5

(注) 子宮がん検診及び乳がん検診については、国の指針により2年に1回の受診が勧奨されていることから、受診人員については、「(平成21年度の受診者数)+(平成20年度の受診者数)-(2年連続受診者数)」で算出している。

[資料] 平成21年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

(2) 地域がん登録事業

県では、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を、平成2年から社団法人岩手県医師会の協力を得て実施しており、今年度も継続して事業を行った。

本事業では、毎年、報告書を作成し、県内医療機関、市町村等に配布し、「がん」対策に有効に活用されている。また、報告書の概要を県公式ホームページに掲載している。

表 1-7 平成19年地域がん登録事業によるがんの罹患数

罹患数	7,763人
-----	--------

[資料] 平成19年岩手県地域がん登録事業報告書

表 1-8 平成20年地域脳卒中登録事業における脳卒中の登録数

登録数	3,495人
-----	--------

[資料] 平成20年岩手県地域脳卒中登録事業報告書

6 生活習慣病予防

(1) 啓発普及

生活習慣病の予防対策の推進にあたっては、二次・三次予防とともに、生活習慣の改善をめざす一次予防対策に関する知識の啓発普及が重要である。

そのため、健康増進普及月間（9月1日～30日）として、各種キャンペーン活動、保健所及び市町村が実施する健康フェア、健康教育等で生活習慣病予防に関する啓発普及を行っている。

(2) 健康増進法に基づく健康増進事業

平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、これまで「老人保健法」のもとで行われてきた保健事業の多くは「健康増進法」に基づいて市町村が行う事業として引き継がれ、実施することとなった。

表1-9 平成21年度健康増進事業の実施状況

事業区分		実施状況
健康増進事業	健康手帳の交付	28,134人
	健康教育の実施回数	3,896回
	健康相談の実施回数	5,130回
	健康診査（特定健康診査）	受診人員 920人
	機能訓練	延べ人員 42人
訪問指導	訪問人員 6,050人	

〔資料〕平成21年度感染症事業費等国庫負担（補助）金実績報告

第2 栄 養

県民の栄養状態は、平均的には良好に見えるものの、個々の偏りは年々大きくなっている。

この原因として、朝食欠食率の増加、外食利用率の増加、加工食品や特定の食品への依存、過度なダイエット志向など、個々の食生活が健康重視から個々の生活スタイルや嗜好重視に大きく変化しているためと考えられる。

このような中、糖尿病の予備軍及び有病者の増加等、生活習慣病の増加が大きな問題となっている。

これらの問題に対応し、県民が健康で良好な食生活を実現するため、個人の行動変容とともに、それを支援する食生活の環境づくりを含めた総合的な栄養改善施策の展開を図った。

1 特定給食施設等指導

特定給食施設等における栄養管理の適正化は、多くの喫食者への波及効果が大きいことから、これら施設の立入り検査や個別・集団指導等を行った。

表1-10 平成21年度特定給食施設等立入及び指導実績

施設の種類の 指導の種類	延立入検査件数	延個別指導数	延集団指導数 (上段:回数,下段:指導者数)
特定給食施設 (特定多数人に1回100食以上または 1日250食以上を継続的に提供している施設)	66件	36件	14回
その他の特定給食施設 (特定多数人に1回50食以上または 1日100食以上を継続的に提供している施設)	78件	40件	878人

2 栄養調査

栄養改善の方途を講ずる基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国が毎年11月に実施している国民健康・栄養調査を受託実施した。

表1-11 栄養調査実施地区数及び被調査者数

調査の種類	調査地区数、被調査者数	
	調査地区数	被調査者数
国民・健康栄養調査	2地区	147人

3 その他の栄養改善事業

行政栄養士の資質の向上を目的とした研修会の開催（全県1回56人参加）を始め、市町村の栄養改善施策支援、食生活改善推進員の養成及び育成支援、外食料理の栄養成分表示支援、専門的栄養指導の必要な者に対する個別及び集団指導、栄養改善に関わるネットワーク構築等を随時行った。

第3 母子保健

岩手県の母子保健は、公衆衛生施策や医療水準の向上による乳児死亡の改善など効果をあげてきた。一方で、出生率の低下、人口の高齢化、核家族化、都市化、女性の社会進出の増加など、社会環境の大きな変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化を背景として、思春期の健康問題や子どもの虐待防止など新たな母子保健の課題の解決が急務となってきた。母子保健対策は、県民保健の維持向上のための基礎として極めて重要であり、子どもを健やかに生み育てていくためには母子保健の分野における対策の強化が求められているところである。

本県の乳児死亡率は昭和30年には出生1,000対64.7(全国39.8)で、全国でも最高率であったが、保健医療関係者の努力と保健事業の充実等により改善され、10年後の昭和40年には28.5に半減、昭和55年には9.1と初めて1ケタ台を達成した。

昭和60年には5.0(全国5.5)となり、初めて全国平均を下回り、平成12年には2.3(全国3.2)と最も低い数値を記録した。しかし、平成14年に再び全国平均を上回り、以降は全国値とほぼ同程度で推移しており、平成21年は3.5(全国2.4)となっている。

妊産婦死亡率(妊娠及び分娩に伴う母体の死亡)は、妊産婦に母体管理レベルを表す重要な指標であり、本県においては、全国と同様に減少傾向で推移してきた。平成21年の妊産婦死亡は、岩手県0人、全国で53人となっている。(表1-12参照)

表1-12 母子保健の状況

項目	年次					
	17	18	19	20	21	
乳児死亡率	全 国	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4
	岩手県	3.2	2.5	2.2	3.5	3.5
新生児死亡率	全 国	1.4	1.3	1.6	1.2	1.2
	岩手県	1.6	1.8	1.2	1.5	1.9
早期新生児死亡率	全 国	1	1	1	0.9	0.8
	岩手県	1.3	1.4	0.7	1.2	1.6
周産期死亡率	全 国	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2
	岩手県	6.5	5	5.1	5.4	5.4
妊産婦死亡率	全 国	5.7	4.8	3.1	3.5	4.8
	岩手県	0	9.2	0	0	0
死産率	全 国	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6
	岩手県	33.1	31	31.1	26.6	26.1

1 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付

妊娠した者は、すみやかに市町村に妊娠の届出をすることとなり、この届出をした者に対して市町村から母子健康手帳が交付されることとなっている。

本県の平成21年度の妊娠届出数は10,145人となっている。

2 乳幼児の健康診査及び各種検査事業

(1) 健康診査及び保健指導

平成9年度より母子保健法の一部改正に伴い、保健指導や妊産婦・乳児の健康診査等事業が市町村に移譲され、県は市町村相互の連絡調整や未熟児の訪問指導、養育医療給付等を行うこととされた。

(2) 先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障がいなどの症状をきたすが、早期に発見し早期に適切な治療を行うことにより、心身障がいの発生を防止することが可能である。

先天性代謝異常の検査(フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症)は、昭和53年6月から、医療機関で血液を採取し、衛生研究所において、マス・スクリーニングが行われている。平成13年度からは、(財)岩手県予防医学協会に検査を委託しており、平成21年度(検査実施数11,381件)検査による患児はなかった。

また、昭和55年8月から実施しているクレチン症検査による患児は、平成21年度は8人であり、平成元年度から実施している副腎過形成症検査による患児は、平成21年度は4人であった。

3 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

(1) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語等、発達の標識が容易に得られる1歳6か月時点において健康診査を実施することにより、運動機能、精神発達の遅滞等障がいをもった幼児を早期に発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、昭和52年度から市町村が実施してきている。

平成 21 年度の受診人員は、一般健康診査 10,235 人(受診率 93.8%)、歯科健康診査 10,222 人(受診率 97%)であった。

(2) 3 歳児健康診査

幼児期において、身体の発育及び精神の面からも重要な時期である 3 歳児を対象に、総合的な健康診査を行い、その結果に基づいて指導及び措置を行うものであり、平成 9 年度からは、母子保健法の一部改正に伴い、市町村が実施している。

平成 21 年度の受診人員は、一般健康診査 10,522 人(受診率 96%)、要精密健康診査対象者は 673 人であり、また、歯科健康診査 10,506 人(受診率 95.8%)であった。

4 児童に対する医療対策

医療対策は、単に児童の疾病、障がいの治療だけでなく、心身障がいの発生防止、児童の健全な育成を図るために行っている。

(1) 未熟児養育医療給付

未熟児は正常な新生児に比べ、生活力が特に弱く、疾病にもかかりやすいため、死亡する割合も高い。また、障がいを残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療の給付を行っている。

(2) 身体障がい児育成医療給付

身体に障がいを持っている児童や、現存する疾患を放置すれば障がいを残すと認められる児童に対し、手術等によって比較的短期間に確実な治療効果が期待できる場合、育成医療の給付を行い、児童の健全育成を図っている。

対象となる疾患を障がい区分により例示すれば、次のとおりである。

①肢体不自由によるもの、②視覚障がいによるもの、③聴覚、平衡機能障がいによるもの、④音声、言語、そしゃく機能障がいによるもの、⑤内臓障がいによるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障がいを除く内臓障がいについては、先天性のものに限る。)、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいによるもの。

なお、唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正、腎臓障がいに対する慢性透析療法及び小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法についても対象となる。

(3) 結核児童療育医療給付

結核の療養は長期にわたるため、心身の発育期にある児童の場合、その医療のみならず入院中の教育面及び生活面についても適切な指導が必要であることから、結核に罹患している児童を指定療育医療機関に入院させ、適切な生活指導のもとに医療と教育を併せて行うこととしている。なお平成 5 年以降給付申請はない。

(4) 小児慢性特定疾患治療研究

小児慢性疾患のうち特定の疾患についてはその治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる。

このため、昭和 43 年度から先天性代謝異常児医療として、フェニルケトン尿症等に対する医療給付が行われており、44 年度からは血友病、46 年度からは小児がんの入院治療、47 年度には慢性腎炎、ネフローゼ及びぜんそくの入院治療に対し、治療研究事業として医療費の援助を行ってきた。

49 年度からは、さらに対象疾患の大巾な拡大が行われ、小児慢性特定疾患治療研究事業として統合され、10 疾患群について、治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行ってきた。

平成 17 年度からは、制度創設以来、事業を取り巻く状況も大きく変化していることから、より安定的な制度とするため、児童福祉法に位置づけられた。この改正により、対象疾患は 11 疾患群(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患)に増え、対象患者の重点化、自己負担の導入等が図られた。平成 21 年度の受給者実人員は 1,392 人(盛岡市分含む。)となっている。

5 人工妊娠中絶

平成 21 年度人工妊娠申絶件数は、2,775 件で前年より 248 件減少している。

人工妊娠中絶実施率（15 歳以上 50 歳未満女子人口千対）は、10.7 で、前年と比較して 0.8 減少している。（表 1-13 参照）

人工妊娠中絶件数を妊娠週別にみると、満 7 週以内が 1,536 件で 55.3%と大半を占め、次いで満 8 週～11 週が 1,099 件（39.6%）、12～15 週が 81 件（2.9%）の順となっている。

表 1-13 年次別にみた人工妊娠中絶件数及び率（岩手県）

年次	件数	率 (15～49歳) 女子人口千対
17	3,796	13.8
18	3,650	13.5
19	3,272	12.2
20	3,023	11.5
21	2,775	10.7

〔資料〕 「衛生行政報告例」（厚生労働省）

第 4 歯科保健

う歯及び歯周疾患等の歯科疾患を予防し、県民が健康的な生活を生涯にわたって営むためには、乳幼児期から成人、高齢者及び障がい者にいたる年齢各期に対応した歯科保健対策が必要であることから、口腔衛生の普及啓発、各種健診事業の実施、乳幼児及びその保護者を対象とした歯科相談事業等を実施し、その対策に努めている。

1 歯科保健の現状

本県のう歯有病者率は、平成 21 年度の 1 歳 6 か月児健康診査の結果では 2.5%、3 歳児健康診査では 30.1%と依然高率である。また、平成 21 年度県民生活習慣実態調査の結果では、25 歳から 64 歳の約 8 割の県民が歯周疾患に罹患し、65 歳以上で 20 歯以上ある者の割合は 41%となっている。

2 事業の実施状況

(1) 口腔衛生知識の普及啓発

歯の衛生週間、岩手県よい歯のコンクール（平成 21 年度は、母と子の部門で 2 組、おばあちゃん子の部門で 3 組表彰）、岩手県歯科保健大会等において、県民の歯科保健に対する意識啓発を図った。また、80 歳で 20 本以上の歯を残すことを目標とした 8020（ハチマルニイマル）運動について、イー歯トープ 8020 コンクールを実施している他、PR キャンペーンを行い啓発に努めた。

(2) 地域保健医療推進歯科衛生士研修事業

地域における歯科保健医療の推進に寄与するため、県歯科衛生士会に委託して地域保健医療推進歯科衛生士研修を 2 回開催（受講者数延 191 人）した。

(3) 健康いわて 21 プラン口腔保健領域重点化事業

「健康いわて 21 プラン」口腔保健領域の目標を達成するため、「幼年期及び少年期のむし歯の予防」に対しては「乳幼児齲蝕ゼロ対策事業」及び「フッ化物局所応用法利用推進事業」を、また、「青年期以降の歯周病疾患及び歯の喪失の予防」に対しては「口腔保健領域からの禁煙支援事業」を実施した。

ア 乳幼児齲蝕ゼロ対策事業

保育所職員に対する研修、現地指導等のサポート、ハイリスク者に対する支援等の実施（1 保健所）

イ フッ化物局所応用法利用促進事業

ア) フッ化物応用法（洗口、配合歯磨剤、歯面塗布）の利用を推進するため、フッ化物局所応用法の普及啓発を実施（4 保健所）

イ) 保育所・幼稚園、小学校、中学校においてフッ化物洗口の導入を希望又は導入して聞かない施設に対して支援（4 保健所）

ウ 口腔保健領域からの禁煙支援事業

成人の歯周病を予防するために、口腔保健領域から禁煙支援活動の実施（2 保健所）

エ 高齢者の口腔ケア推進事業

高齢者の口腔機能の維持・向上を目的とした口腔ケアを実施（7 保健所）

(4) 地域歯科保健診断力向上事業

ア 「健康いわて 21 プラン」指標評価のための歯科疾患実態調査

（アンケート調査対象者 2,396 名、口腔診査対象者 566 名）

イ 市町村歯科保健担当者・郡市歯科医師会会員を対象とした地域歯科保健診断力向上研修会（2 回・103 名）

参加)

(5) 歯育・食育推進支援事業

すべての人に身近な「食」という点から、「歯と口の健康」と「食」の関連について理解と関心を深めるために、歯育・食育に関する講演会（3回、計196名参加）及び歯に良い料理の試食会（4回・計296名参加）を開催した。

(6) 子どもの咀嚼機能育成支援事業

食べ物を噛めない子、噛まない子、飲み込めない子の現状を共有するとともに、歯科保健医療の現場において適切な指導を行うために歯科保健医療従事者向け研修会（1回・131名参加）及び県民向け講演会（1回・370名参加）を実施した。

また、子どもの咀嚼機能育成に係る普及啓発を目的とした県民向けリーフレットを作成・配布した。

第5 精神保健福祉

1 精神障がい者数

県内の精神科病院に入院している患者数は、平成22年3月末現在3,865人であり、その内訳は、精神保健福祉法に基づく入院措置19人、医療保護入院735人、任意入院3,111人、となっている。また、自立支援医療（精神通院）受給者は13,998人である。

2 医療及び保護

医療及び保護を必要とする精神障がい者のうち、自傷他害のおそれのある患者については、法に基づき知事の権限で国立病院、県立病院又は知事の指定する精神科病院に入院させる一方、一般患者に対する医療として、精神障がい者が治療上必要と認められた通院患者に対しては、その医療に要する費用の90%（ただし保険給付分を優先する）を県が負担したほか、精神科病院に対する実地指導や入院患者に対する実地審査を実施し、適切な医療及び保護の確保に努めた。

(1) 入院措置

平成21年度における精神障がい者の医療及び保護の申請等届出件数は126件、このうち、精神保健指定医の診察の結果、措置入院した者は24人であった。また、知事が講じた入院措置の対象となった患者の医療費は50,309千円であった。

(2) 通院医療

平成21年度に新規に承認された自立支援医療（精神通院）申請件数は2,246件となり通院医療の促進を図った。

3 精神保健相談及び訪問指導

精神障がい者、家族及び一般人を対象として、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて、精神科嘱託医の協力を得ながら、適切な医療の普及、早期治療、再発防止等の促進及び会社適応の援助等についての相談等を行うとともに、精神保健に関する教育及び広報活動を行った。

第6 感染症予防等

1 感染症の発生動向（年単位集計）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、医師から届出される全数把握疾患及び指定届出機関から届出される定点把握疾患の発生動向を把握し、感染症発生動向調査委員会において解析評価したうえで、インターネットホームページ等により情報提供している。

(1) 一類感染症

エボラ出血熱等の一類感染症の届出はなかった。

(2) 二類感染症

結核は、患者及び無症状病原体保有者併せて195人の届出があった。

(3) 三類感染症

細菌性赤痢は、患者及び無症状病原体保有者併せて3人、腸管出血性大腸菌感染症は、患者及び無症状病原体保有者併せて58人の届出があった。

(4) 四類・五類感染症（全数把握）

つつが虫病 8 人、デング熱 1 人、レジオネラ症 12 人、アメーバ赤痢 6 人、ウイルス性肝炎 1 人、急性脳炎 6 人、クロイツフェルト・ヤコブ病 1 人、後天性免疫不全症候群 4 人、梅毒 1 人、破傷風 1 人、バンコマイシン耐性腸球菌感染症 1 人及び麻しん 2 人の届出があった。

(5) 五類感染症（定点把握）

インフルエンザ等の五類感染症の発生動向は統計表編 198 ページ。

2 感染症患者への医療提供

保健所（盛岡市を除く。）からの入院勧告又は措置により入院した患者は、2 人（新型インフルエンザ）であった。

3 原爆被爆者対策

県内における被爆者健康手帳の交付数は平成 22 年 3 月末現在 57 人であり、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき健康診断を実施したほか、県内の医療機関を指定して医療の給付を行っている。

また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、各種手当を支給しており、平成 22 年 3 月末現在の受給者数は、医療特別手当 2 人、健康管理手当 52 人及び家族介護手当 1 人となっている。

第 7 結核予防

1 罹患等の動向

結核患者罹患率の年次推移は、図 1 に示すとおりこれまで減少傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。平成 21 年の結核新登録患者数は 151 人で人口 10 万人当りの罹患率は 11.3 と、前年（187 人、10 万対 13.8）より 36 人減少した。

また、結核死亡者数は、平成 21 年は 15 人と前年（19 人）より 4 人減少した。

平成元年以降の結核罹患率の全国比較の推移は図 2 のとおりである。

2 定期健康診断

平成 21 年度の実施状況は、対象者 345,236 人に対して受診者 181,708 人、受診率 52.6%であった。

3 新登録患者

新登録患者（非定型抗酸菌症を除く）は 151 人で前年より 36 人減少した。

4 登録患者

平成 21 年末の結核登録患者数は 329 人で、前年（441 人）に比べ 112 人減少した。

5 結核対策特別促進事業

(1) 結核の治療率向上(DOTSの推進)

治療中断のリスクが高い患者、服薬支援が必要な患者が治療終了にいたるまで確実に服薬ができるよう患者の状況に応じた服薬支援を行うとともに、医療機関と連携しながら院内DOTS及び地域DOTSを推進した。

(2) 啓発普及活動

結核予防週間（9月24日～30日）を中心に、広報媒体やキャンペーンにより結核予防に対する意識の高揚を図った。

(3) 結核対策関係者の研修

保健所の医師、保健師等を結核研究所に派遣しその資質の向上を図った。

(4) ハイリスク者（高齢者）予防対策

高齢者施設職員及び医療従事者への指導や研修を実施した。

図1-1 結核届出患者罹患率年次推移（人口10万対）

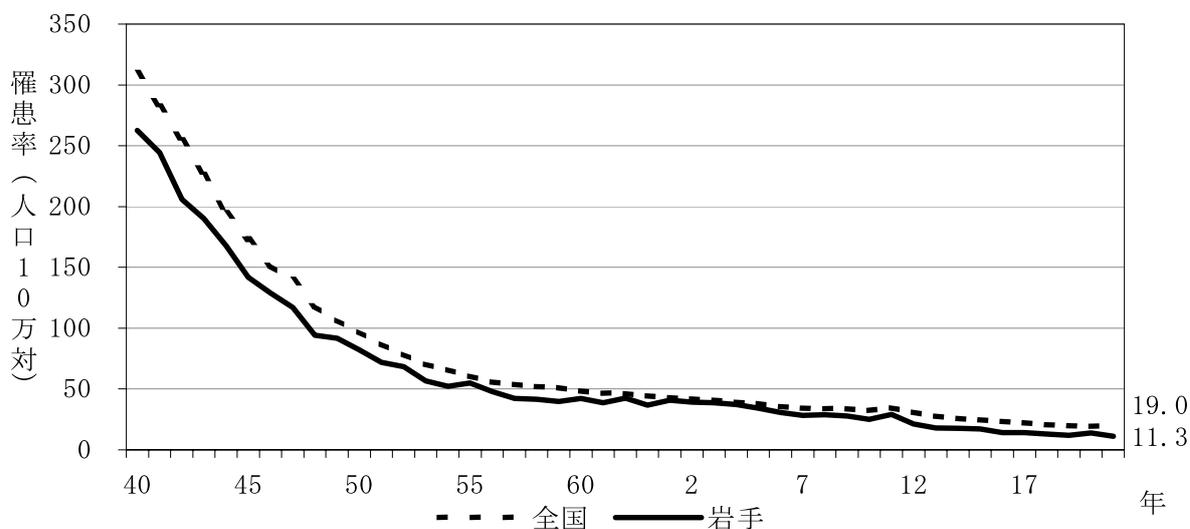
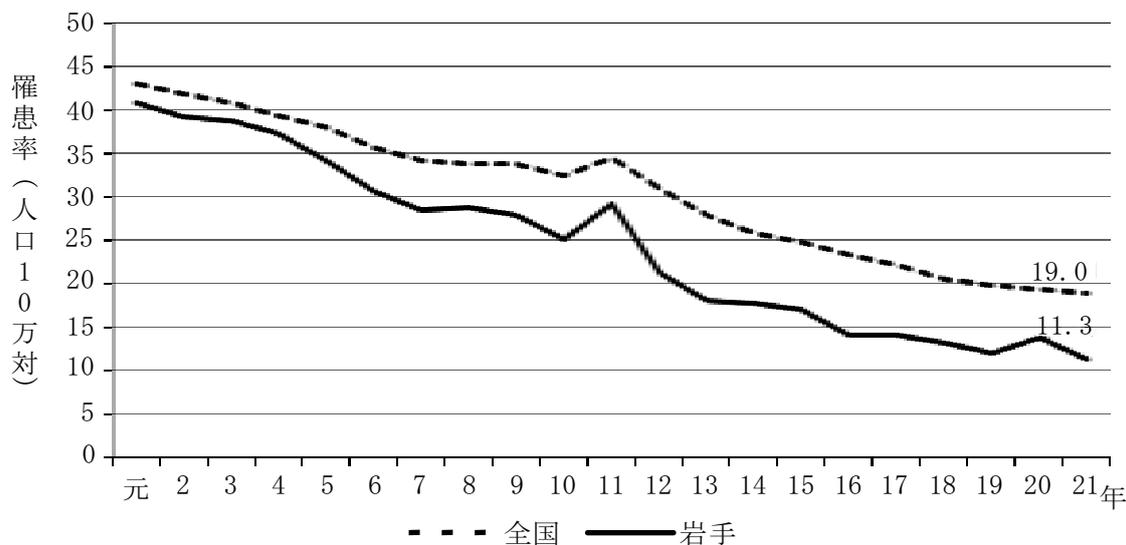


図1-2 年次別結核罹患率（人口10万対）



第8 エイズ対策

1 感染者・患者の動向

岩手県におけるこれまでのH I V感染者、エイズ患者の累計は、それぞれ19人、24人であった。

全国における平成21年のH I V感染者の報告数は1,021人であった。これは前年の1,126人に比べ105人の減少であった。また、エイズ患者の報告数は、431人と前年と同数であった。

全国におけるH I V感染者の経年変化をみると、日本国籍男性で増加傾向がみられる。また、感染経路としては、同性間の性的接触によるものが増加傾向にあるが、異性間の性的接触によるものも微増傾向がみられる。

2 エイズ相談・抗体検査の状況

平成21年に保健所（盛岡市を含む。）で行ったエイズ相談件数は260件となっている。また、H I V抗体検査件数は796件で、前年に比べ214件の減少となっている。

図 1-3 全国のHIV感染者及びエイズ患者の年次推移

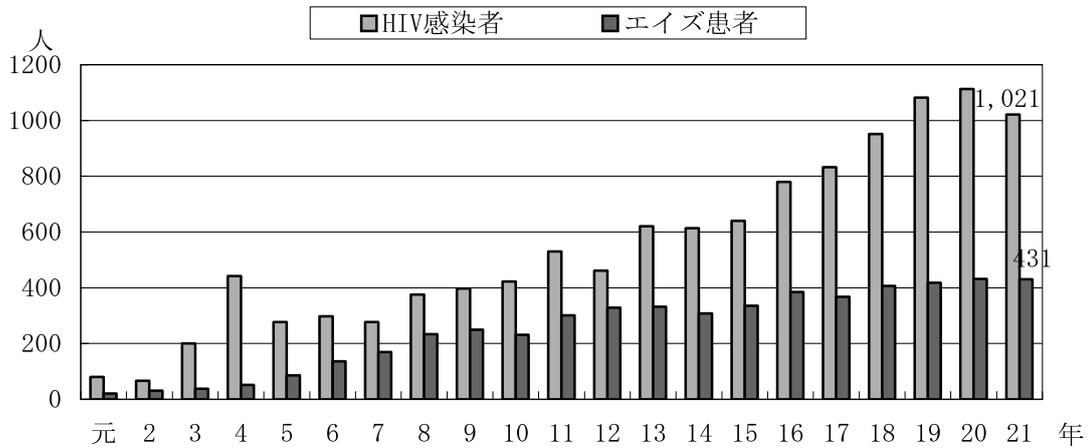
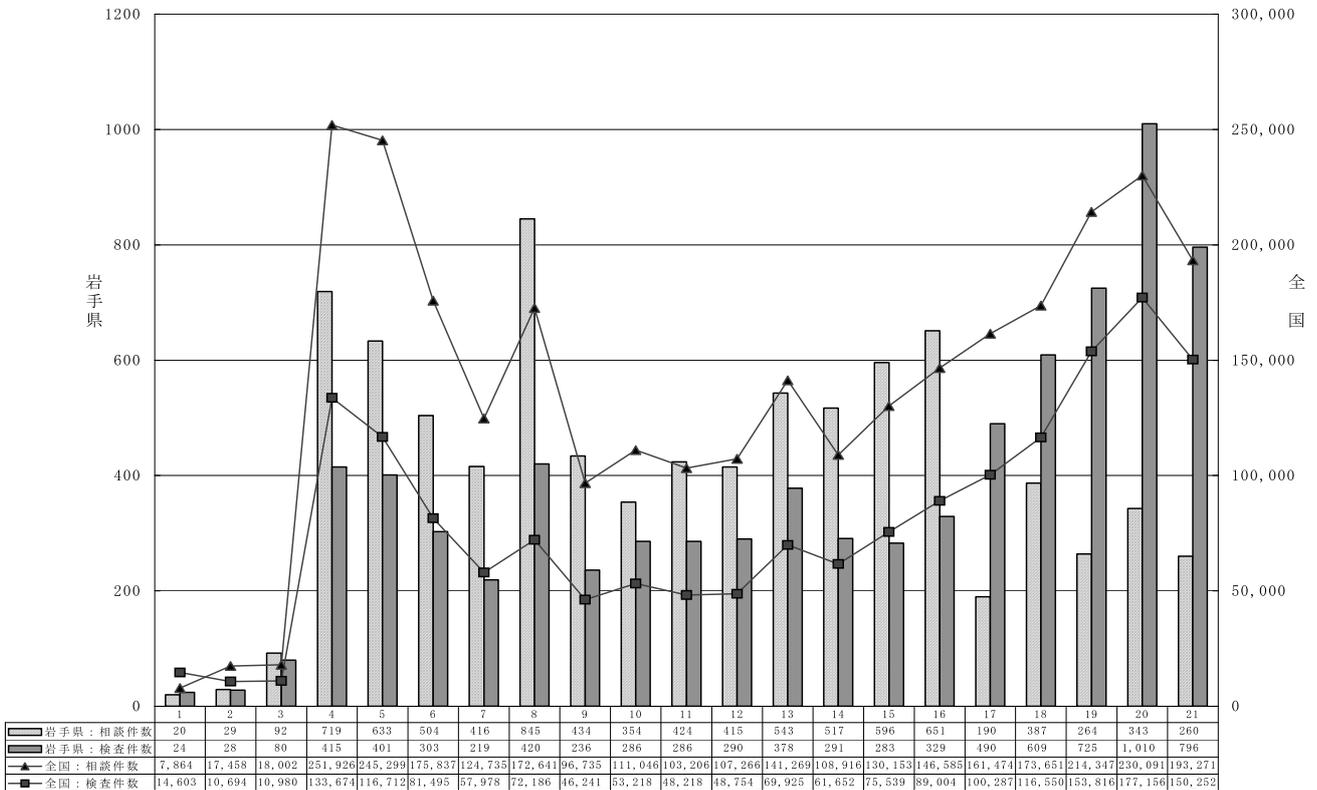


図 1-4 エイズ相談・HIV抗体検査件数



第9 特定疾患等

1 特定疾患対策

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患に係る医療費等の自己負担分の一部給付を行うことにより、患者の経済的負担の軽減を図っている。

なお、対象病患の追加や医療の進歩等により、対象患者が増加している。また、平成21年10月から11疾患が追加され、平成21年度は56疾患7,953人となっている。

2 遷延性意識障がい者対策

治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額となる遷延性意識障がい者（いわゆる植物人間状態）に対する治療方法の研究を推進するとともに遷延性意識障がい家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負

担分及び介護料等の給付を行っている。

3 ハンセン病

国立ハンセン病療養所に入院している本県出身の患者は、平成21年度末で東北新生園（宮城県）45人、松丘保養園（青森県）11人、栗生楽泉園（群馬県）3人、多磨全生園（東京都）3人、計62人である。

入所者に対し、知事見舞金や郷土産品等を提供するとともに、普及啓発事業として、ポスターの列車内広告やバスカード広告を実施した。

第2章 医療・薬事

第1 医療施設

1 施設数

(1) 施設の種別別にみた施設数

施設を種別別にみると、病院は96施設（前年98施設）、一般診療所は927施設（前年924施設）と前年と比べて病院は減少し、一般診療所は増加している。一般診療所を有床・無床別でみると、有床診療所は163施設（前年168施設）で前年に比べ5施設（3.0%）減少し、無床診療所は764施設（前年756施設）で、前年に比べ8施設（1.1%）増加している。

歯科診療所は609施設（前年606施設）で、前年に比べ3施設（0.5%）増加している。（表2-1）

表2-1 施設の種別別にみた施設数 各年10月1日現在

区 分	施 設 数		構 成 割 合 (%)	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総 数	1,632	1,628	100.0%	100.0%
病 院	96	98	(100.0%)	(100.0%)
精 神 病 院	15	15	(15.6%)	(15.3%)
一 般 病 院	81	83	(84.4%)	(84.7%)
一般診療所	927	924	(100.0%)	(100.0%)
有 床	163	168	(17.6%)	(18.2%)
無 床	764	756	(82.4%)	(81.8%)
歯科診療所	609	606	(100.0%)	(100.0%)
有 床	-	-		
無 床	609	606	(100.0%)	(100.0%)

〔資料〕平成21年度医療施設（動態）調査

(2) 開設者別にみた施設数

施設を開設者別にみると、病院では「医療法人」が48施設（病院数の50.0%）で最も多く、次いで「県」が23施設（同24.0%）となっている。

一般診療所では、「個人」が482施設（一般診療所の52.0%）で最も多いが、前年に比べ6施設（1.2%）減少した。また、「医療法人」が228施設（一般診療所の24.6%）で、前年に比べ8施設（3.6%）増加している。

歯科診療所では「個人」が542施設（歯科診療所の89.0%）であり、前年に比べ1施設（0.2%）減少している。（表2-2）

表2-2 開設者別にみた施設数 各年10月1日現在

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総 数	96 (100.0%)	98 (100.0%)	927 (100.0%)	924 (100.0%)	609 (100.0%)	606 (100.0%)
国	4 (4.2%)	4 (4.1%)	5 (0.5%)	5 (0.5%)	-	-
公的医療機関	34 (35.4%)	35 (35.7%)	63 (6.8%)	65 (7.0%)	13 (2.1%)	13 (2.1%)
県（再掲）	23	24	9	10	-	-
市町村（再掲）	8	8	47	49	13	13
その他（再掲）	3	3	7	5	-	-
社会保険関係団体	-	-	2 (0.2%)	3 (0.3%)	-	-
医 療 法 人	48 (50.0%)	48 (49.0%)	228 (24.6%)	220 (23.8%)	53 (8.7%)	49 (8.1%)
個 人	1 (1.0%)	1 (1.0%)	482 (52.0%)	488 (52.8%)	542 (89.0%)	543 (89.6%)
そ の 他	9 (9.4%)	10 (10.2%)	147 (15.9%)	143 (15.5%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)

(注) () 書きは構成割合 (%)

(3) 二次医療圏（保健医療圏）別にみた人口10万対施設

人口10万人に対する病院数をみると、病院は7.2施設（前年7.2施設）で、前年同数となっている。これを二次医療圏別にみると、盛岡8.5施設（同8.7施設）、釜石10.8施設（同10.6施設）などが多く、気仙4.2施設（同4.2施設）、二戸4.9施設（同4.8施設）などが少なくなっている。（図2-1）

人口10万人に対する一般診療所数は、69.2施設（前年68.3施設）で、前年に比べ0.9施設増加している。これを二次医療圏別にみると、盛岡80.0施設（同78.7施設）、岩手中部72.5施設（同71.0施設）などが多く、釜石50.4施設（同47.9施設）、久慈45.9施設（45.3施設）などが少なくなっている。

（図2-2）

同様に歯科診療所数をみると、45.4施設（前年44.8施設）で、前年に比べ0.6施設増加している。これを二次医療圏別にみると、盛岡56.0施設（同55.6施設）、釜石41.4施設（同40.8施設）などが多く、宮古38.5施設（同36.9施設）、久慈34.9施設（同34.4施設）などが少なくなっている。（図2-3）

図2-1 二次医療圏別にみた人口10万対病院数(平成21年10月1日現在)

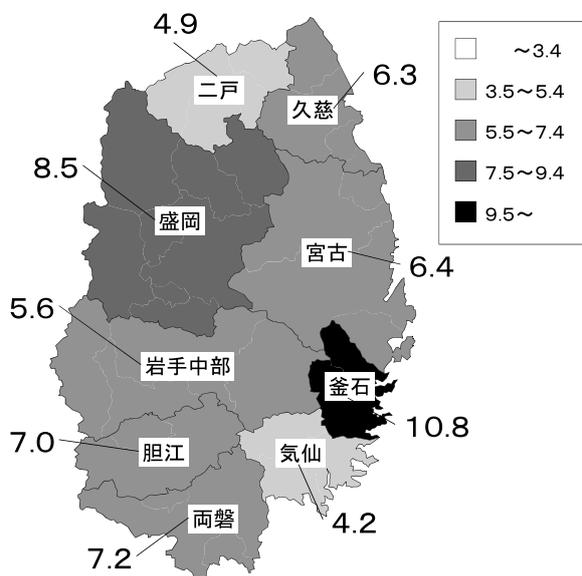


図2-2 二次医療圏別にみた人口10万対一般診療所数(平成21年10月1日現在)

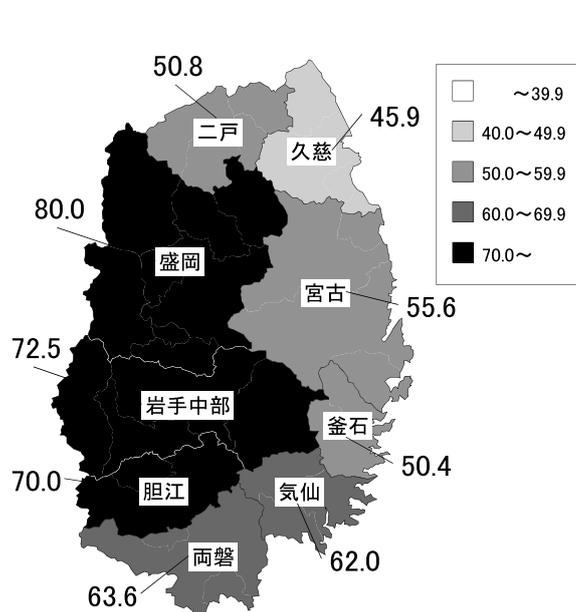
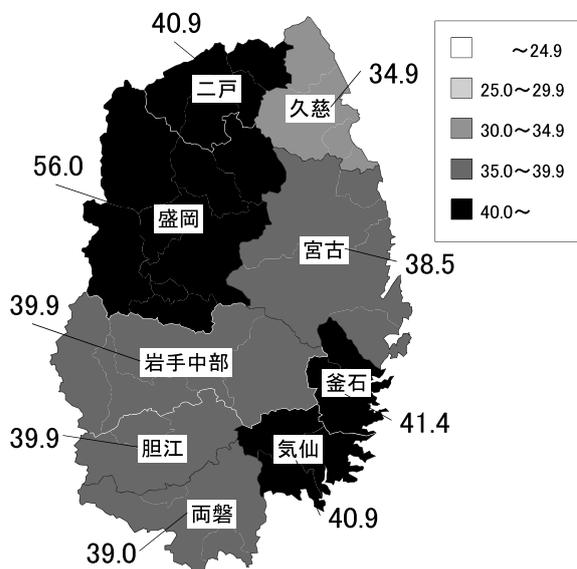


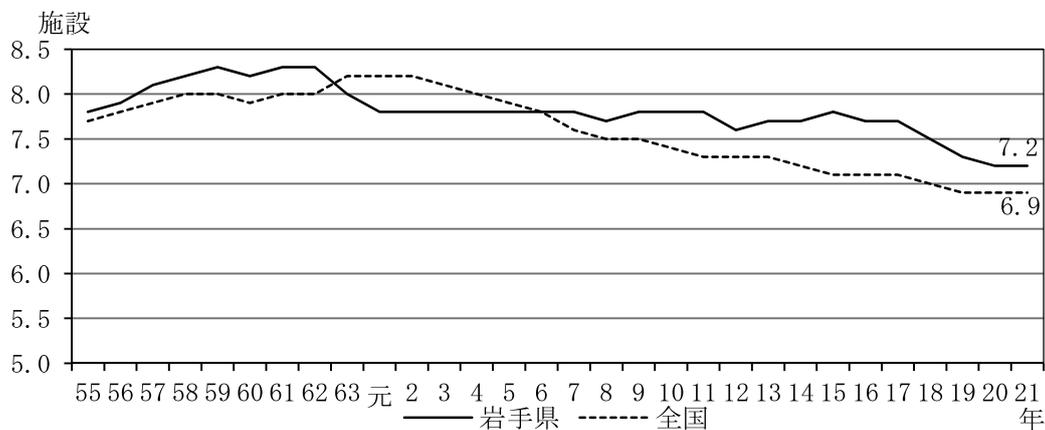
図2-3 二次医療圏別にみた人口10万対歯科診療所数(平成21年10月1日現在)



人口 10 万人に対する施設数を全国と比較すると、病院は、本県 7.2 施設に対して全国 6.9 施設となっており、本県は全国を上回っている。(図 2-4)

一方、一般診療所は本県 69.2 施設に対し全国 78.1 施設、歯科診療所は本県 45.4 施設に対し全国 53.4 施設となっており、一般診療所、歯科診療所とも全国を下回っている。

図 2-4 人口 10 万対病院年次推移



2 病床数

(1) 施設の種別別にみた病床数

病床種別別にみると、病院の病床数は 18,767 床 (前年 19,129 床) で前年に比べ 362 床 (1.9%) 減少している。そのうち、一般病床は 11,051 床 (前年 11,163 床) で、前年に比べ 112 床 (1.0%) の減少であり、精神病床は 4,651 床 (前年度 4,782 床) で、前年に比べ 131 床 (2.7%) の減少となっている。1 病院当たりの平均病床数をみると、195.5 床 (前年 195.2 床) で前年と比べ 0.3 床増加している。また、一般診療所の病床数は 2,224 床 (前年 2,288 床) で、前年に比べ 64 床 (2.8%) 減少している。(表 2-3)

表 2-3 施設の種別別にみた病床数 各年10月1日現在

区分	病床数		構成割合 (%)	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総数	20,991	21,417	100.0%	100.0%
病院	18,767	19,129	89.4%	89.3%
精神病床	4,651	4,782	(24.8%)	(25.0%)
感染症病床	36	40	(0.2%)	(0.2%)
結核病床	167	171	(0.8%)	(0.8%)
療養病床	2,862	2,973	(15.3%)	(15.5%)
一般病床	11,051	11,163	(58.9%)	(58.4%)
一般診療所	2,224	2,288	10.6%	10.7%
歯科診療所	-	-	-	-
1病院当たり平均病床数	195.5	195.2		
有床の一般診療所の 1施設当たり平均病床数	13.6	13.6		

(2) 開設者別にみた病床数

病床数を開設者別にみると、病院では、「医療法人」が 7,774 床 (病院病床数の 41.4%) で最も多く、次いで「県」が 5,731 床 (病院病床数の 30.5%) となっている。

一般診療所では、「個人」が 1,031 床で一般診療所病床数の 46.4% と大半を占めている。(表 2-4)

表 2-4 開設者別にみた病床数

各年10月1日現在

区 分	病 院		一般診療所		歯科診療所	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総 数	18,767 (100.0%)	19,129 (100.0%)	2,224 (100.0%)	2,288 (100.0%)	-	-
国	956 (5.1%)	1,016 (5.3%)	29 (1.3%)	29 (1.3%)	-	-
公的医療機関	7,451 (39.7%)	7,643 (40.0%)	296 (13.3%)	296 (12.9%)	-	-
県 (再掲)	5,731	5,836	95	95	-	-
市町村 (再掲)	875	926	201	201	-	-
その他 (再掲)	845	881	-	-	-	-
社会保険関係団体	-	-	-	-	-	-
医 療 法 人	7,774 (41.4%)	7,878 (41.2%)	860 (38.7%)	895 (39.1%)	-	-
個 人	183 (1.0%)	183 (1.0%)	1,031 (46.4%)	1,068 (46.7%)	-	-
そ の 他	2,403 (12.8%)	2,409 (12.6%)	8 (0.4%)	-	-	-

(注) () 書きは構成割合 (%)

(3) 二次医療圏(健医療圏)別にみた人口10万対病床数

人口10万人に対する病床数をみると、病院では1,401床(前年1,415床)で、前年に比べ14床減少している。このうち一般病床は825床(同825床)で、前年同数となっている。これを二次医療圏別にみると、釜石1,336床、盛岡955床などが多く、宮古568床、久慈631床などが少なくなっている。(図2-5)

一般診療所は、166床(前年169床)で、前年に比べ3床減少している。

病院の人口10万対病床数を全国と比較すると、本県の1,401床に対して、全国は1,256床で本県の方が145床多くなっている。(図2-6)

図 2-5 二次医療圏(保健医療圏)別にみた人口10万対病院の一般病床数(平成21年10月1日現在)

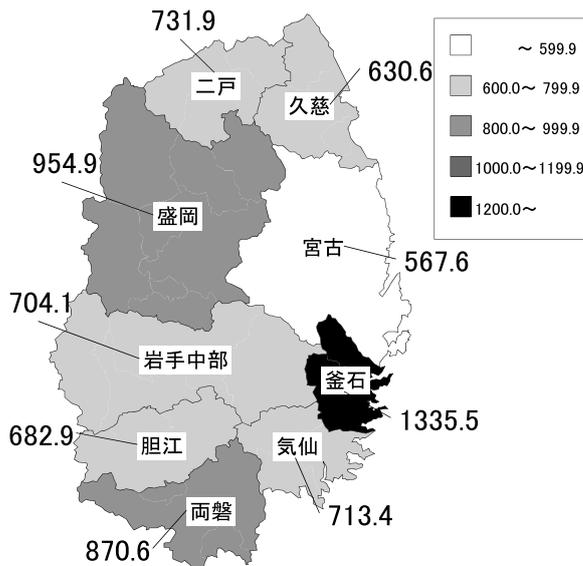
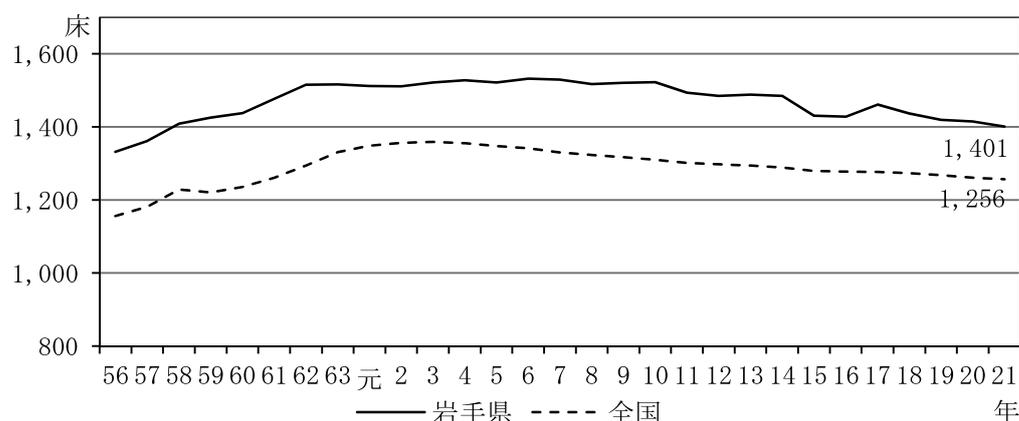


図2-6 病院の人口10万対病床数年次推移



第2 医療関係者

医療関係者に関する調査は隔年で実施されており、直近では平成20年に実施された。

1 医師（平成20年末現在）

平成20年末現在で県内に在住する医師数は2,594人で、平成18年に比べ25人（1.0%）増加している。

人口10万人に対する医師数は191.9人（全国224.5人）で平成18年より5.0人の増加となっている。（図2-7）

地域別（保健医療圏別）に人口10万対医師数をみると、医育機関のある盛岡が285.5人で最も多く、胆江が156.9で次いで多く、盛岡以外8地区は県平均（191.9人）以下となっている。その中でも特に東北本線沿線以外の地域が低く、最も低い久慈が118.8人、次いで宮古の120.0人、気仙の134.7人などである。（図2-8）

医療施設において従事する医師数は2,410人で、これを業務の種類別にみると病院（医育機関附属の病院を除く）、診療所の勤務者が1,261人（医師総数の48.6%）、病院、診療所の開設者又は法人の代表者が717人（27.6%）、医育機関附属病院の勤務者が432人（16.7%）となっている。また、従事している診療科別の主なものをみると、内科487人（医療施設従事医師総数の20.2%）、外科203人（8.4%）、整形外科163人（6.8%）の順となっている。

2 歯科医師（平成20年末現在）

県内に在住する歯科医師数は1,026人で平成18年に比べ25人（2.5%）増加している。

人口10万に対する歯科医師数は、75.9人で平成18年より3.1人の増加となっている。

地域別（保健医療圏別）に人口10万対歯科医師数をみると歯科医育機関のある盛岡が最も多く、人口10万に対する歯科医師数は115.6120.0人となっている。次いで胆江61.1人、釜石57.1人、岩手中部52.3人の地域が高率となっている。一方、低率地域は気仙43.1人、宮古46.3人などとなっている。（図2-9）

医療施設において従事する歯科医師数は978人で、これを業務の種類別にみると診療所の開設者又は法人の代表者が最も多く584人（歯科医師総数の56.9%）、次いで医育機関附属病院の勤務者が186人（18.1%）、診療所の勤務者が182人（17.7%）などとなっている。

3 薬剤師（平成20年末現在）

県内に在住する薬剤師数は2,117人で、平成18年より92人増加している。人口10万に対する薬剤師数は156.6人で平成18年より9.3人増加している。

薬局、医療施設において従事する薬剤師数は1,724人で薬剤師総数の81.4%を占めている。これを業務の種類別にみると薬局の勤務者1,040人（薬剤師総数の49.1%）、次いで病院、診療所において調剤に従事する者が449人（21.2%）、薬局の開設者又は法人の代表者218人（10.3%）などとなっている。

地域別（保健医療圏別）の人口10万対薬剤師数は図2-10のとおりである。

4 保健師、助産師、看護師、准看護師（平成20年末現在）

平成20年末の就業看護職員数（実人員）は、16,024人であり、平成18年末の15,918人より106人増加している。内訳は、保健師622人、助産師323人、看護師11,541人、准看護師3,538人である。保健医療圏別人口10万対就業者数は、それぞれ図2-11、図2-12のとおりである。

图 2-7 医师、歯科医师年次推移 (全国比较・人口 10 万对)

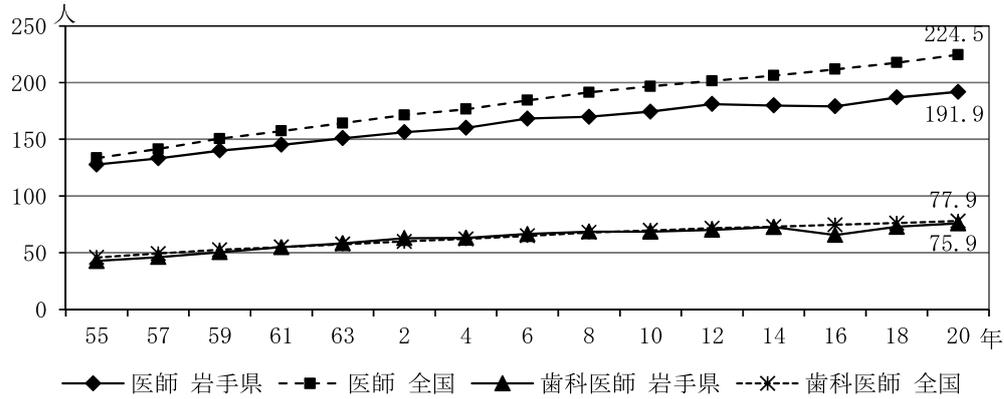


图 2-8 保健医療圏別医師分布图 (従業地・人口 10 万对)

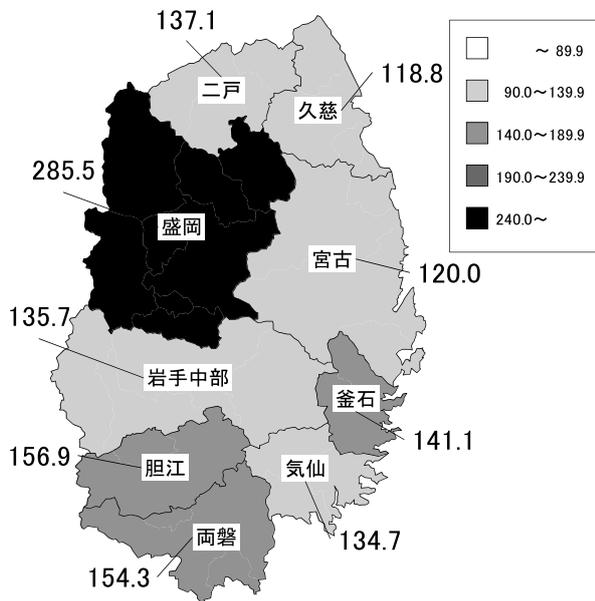


图 2-9 保健医療圏別歯科医師分布图 (従業地・人口 10 万对)

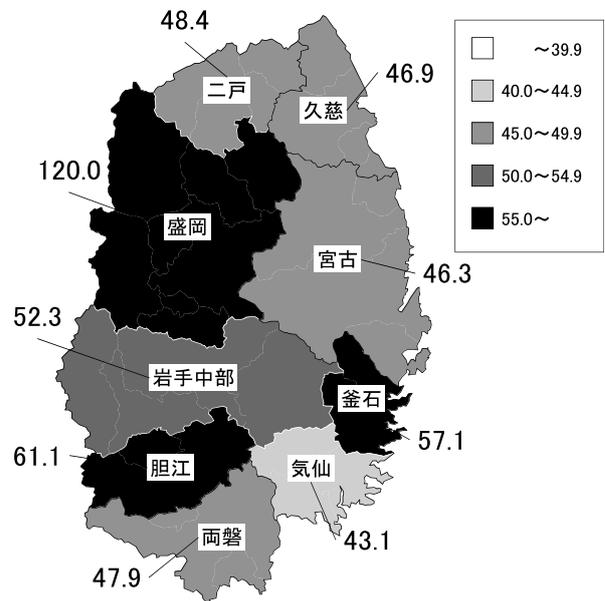


图 2-10 保健医療圏別薬剤師分布图 (従業地・人口 10 万对)

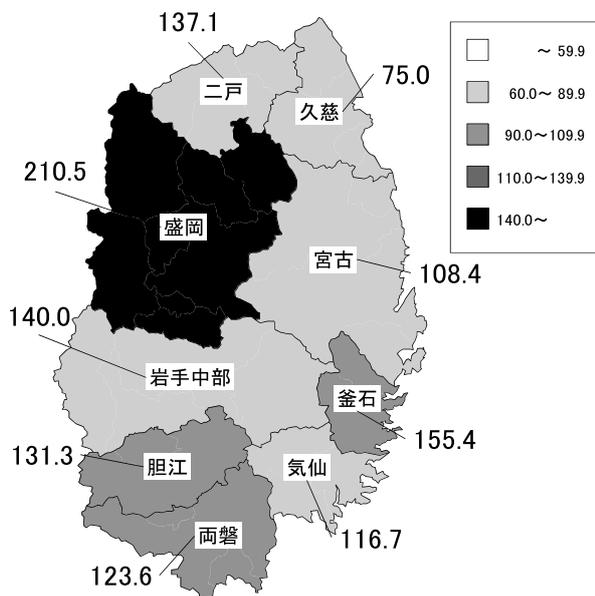


图 2-11 保健医療圏別保健師分布图 (従業地・人口 10 万对)

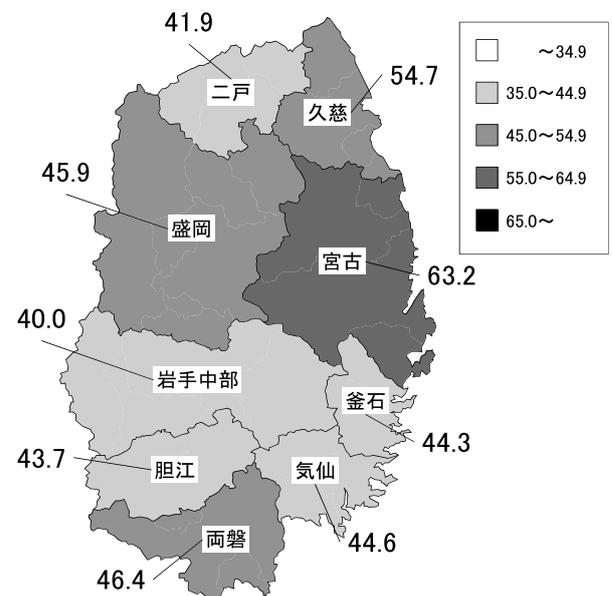
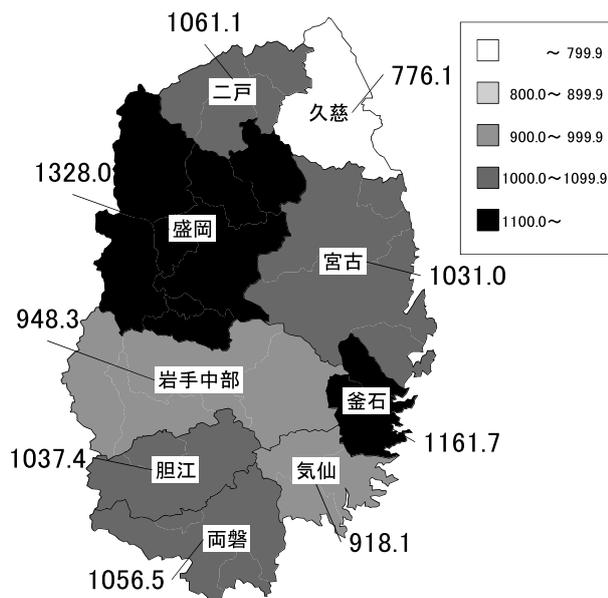


図 2-12 保健医療圏別看護師・准看護師分布図（従業地・人口 10 万対）



5 医療従事者の養成

(1) 医師、歯科医師養成

昭和 44 年から岩手医科大学の奨学生制度に助成を行い医師の養成を図ってきたが、さらに 47 年度からは、歯科医師養成を併せて実施し、これまで医師 158 人、歯科医師 45 人を養成した。卒業後は、県内の公的病院や診療所などに勤務し、本県の医療確保に貢献している。

また、47 年にへき地等の地域社会における医療の確保向上を目的として発足した自治医科大学へは、本県から毎年 2～3 人ずつ入学し、これまで 96 人養成しており、53 年度以降 80 人が卒業し、国保診療所等で地域医療に従事している。

さらに、昭和 57 年度から、医師不足地域の市町村（医師数が人口 10 万対県平均以下）が医師の確保を図るため、市町村医師養成事業を実施し、これまで医師 36 人を養成した。卒業後は、公的病院に勤務するほか、大学院等で研鑽を積んでいる。

なお、市町村医師養成事業については、県と市町村の共同事業とするものとして事業内容の見直しを行い、平成 16 年度以降 52 人、〔平成 21 年度は 13 名〕を事業対象（奨学生）とし、21 年度は医師 5 人が臨床研修を行っているところである。（表 2-5）

表 2-5 医師・歯科医師奨学生の状況（平成 21 年 4 月現在）

区分		奨学生の状況				
		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
自治医科大学	医学部	3	2	3	3	2
市町村医師養成	医学部	13	8	4	8	7

(2) 看護職員の養成

看護職員の県内定着を目的として、看護職員修学資金貸付（県単事業）を実施している。平成 21 年度の貸付者数は、保健師課程 0 人、助産師課程 0 人、看護師課程 68 人、准看護師課程 25 人、大学院 0 人、計 93 人である。（表 2-6）

表 2-6 看護職員の養成状況（平成 21 年 4 月現在）

種別	養成施設数	学年定員	平成 21 年度	平成 20 年度
		(人)	入学生数 (人)	卒業生数 (人)
大学	1	90	92	94
保健師	1 (1)	20	32	33
助産師	1 (1)	15	18	17
看護師	3 年課程	7	274	281
	2 年課程	3 (1)	100	71
	5 年一貫	1	40	48
准看護師	3	110	94	77
合計	17	649	636	621

（注）養成施設数の（ ）内は他課程との併設再掲分である。

(3) 医師過少地域医師確保対策資金貸付

昭和47年度から、医師数が人口10万対県平均の半数以下の医師過少市町村に、医師の定着を促進して同市町村における医療の確保を図るため、施設整備の貸付原資を岩手県医師信用組合に預託した。(表2-7)

なお、平成8年度から新規貸付を廃止した。

(4) 看護職員確保対策

岩手県ナースセンター((社)岩手県看護協会)に未就業看護師等の就業促進事業及び訪問看護の実施に必要な支援事業等を委託し実施している。(表2-8)

(5) 看護職員の資質の向上

就業看護職員の資質の向上を図るため、(社)岩手県看護協会に6研修を委託し、平成21年度の参加人数の合計は実403人(延3,028人)であった。

表2-7 貸付状況

年度	市町村名	医療機関数	預託金額千円	補助市町村及び補助金額
47	金ヶ崎町	1	10,000	金ヶ崎町150万円
48	滝沢村	1	10,000	
51	滝沢村、西根町	2	20,000	
52	松尾村、矢巾町	2	20,000	
53	岩手町、玉山村	2	20,000	
55	滝沢村	1	10,000	
57	雫石町、岩泉町	2	20,000	
58	江釣子村、一戸町	2	20,000	
60	東和町、山田町	2	20,000	
61	山形村	1	10,000	
62	雫石町	1	10,000	
63	矢巾町	1	10,000	
元	山田町	1	10,000	

表2-8 未就業看護職員登録状況及び就業状況

年度	県内就業希望求職者数(人)	県内求人数(人)	求職就業相談件数(件)	就業者数(人)			
				総数	病院	診療所	その他
21	1,082	7,975	2,315	133	35	18	80

(登録者の職種内訳 保健師145人 助産師21人 看護師793人 准看護師123人)

第3 医学的リハビリテーション

人口の高齢化に伴う疾病構造の変化等を背景として、脳血管疾患、心臓疾患等の機能障がいに伴う患者の増加による県民のリハビリテーションに対する需要が増大している。また、交通災害の後遺症に対しても同様な状況となっている。

リハビリ医療の整備については、地域の中核的な病院におけるリハビリ部門の整備促進や、岩手リハビリテーション学院の開校及び理学療法士、作業療法士の修学資金貸付制度等による計画的な養成、確保が図られてきたことにより、病院で従事する理学療法士は369人、作業療法士は290人(平成21年10月1日現在)と年々増加の傾向にある。

県では、本格的な高齢社会の進展に向けて、リハビリに対する諸課題を総合的に対処するための中核的な役割を担う施設として、高度な医療を提供するとともに、リハビリ医療に関する研究及び研修を行い、さらには地域におけるリハビリ活動の推進を支援するいわてリハビリテーションセンター(病床数100床)を平成5年10月に岩手郡雫石町七ッ森地内に開設している。

第4 救急医療対策

救急医療対策は、昭和30年代の後半から昭和40年代への急激な自動車の普及に伴って増加した交通事故及び産業災害等の負傷者の救済対策を中心に始まり、主として事故による救急患者の診療にあたる救急告示施設の制度が設けられた。昭和62年1月に、救急患者一般を対象とするものにその性格を改め、かつ3年毎の更新制となった。県内における救急告示施設は50施設(平成21年10月1日現在)である。(付表7参照)

休日、夜間における初期救急医療体制として、各郡市医師会による在宅当番医制を実施し、また、休日夜間急患センターが4施設(平成21年10月1日現在)整備されている。

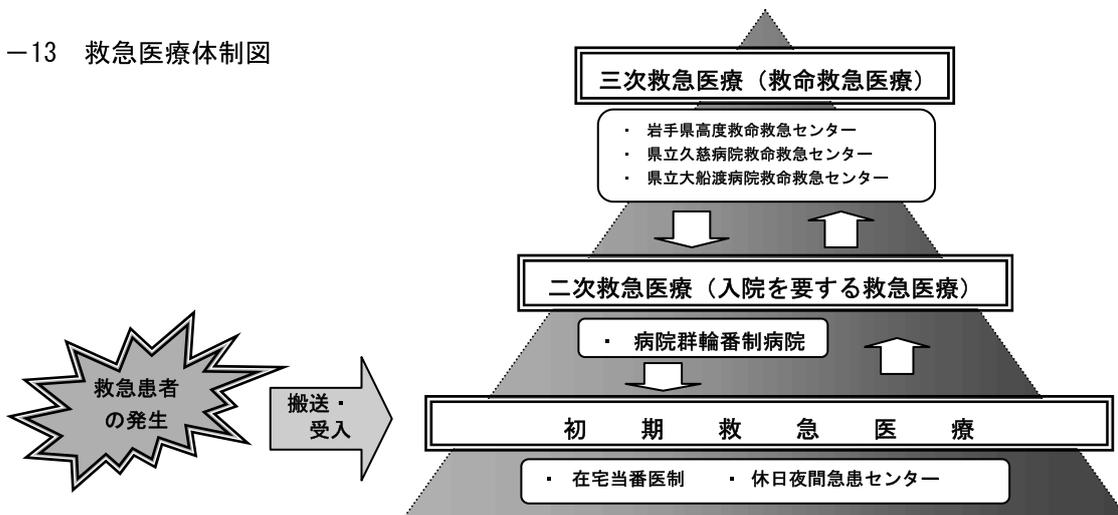
第二次救急医療体制としては、保健医療圏単位に病院群輪番制が整備されており、平成21年度末現在で、8地区38病院が参加している。

第三次救急医療体制としては、昭和55年11月から岩手医科大学附属病院に岩手県高度救命救急センター(平成14年2月1日名称変更)が付設されており、また、平成10年3月から県立久慈病院に、平成10年8月から

県立大船渡病院にそれぞれ救命救急センターを付設し、重篤救急患者の医療の確保を図っている。

これら救急医療体制の円滑な運用を図る救急医療情報システムが昭和 57 年 2 月 1 日から運営されているが、端末機の老朽化等に伴い、平成 16 年 4 月から新システムに更新した。平成 21 年度におけるこのシステムの利用件数は、消防本部から 839 件、医療機関から 19,109 件となっている。

図 2-13 救急医療体制図



第 5 医療資源に恵まれない地域の医療

山村等の物理的条件、過疎などによって、医療の確保が困難な地域、いわゆる無医地区、無歯科医地区は、平成 21 年 10 月末現在の調査では、無医地区が 24 地区で人口は約 5,200 人、無歯科医地区は 29 地区で人口は約 6,300 人となっている。

これらの地区に対し、現在まで次のような対策を行ってきた。

- 1 患者輸送車による医療施設までの患者の搬送
- 2 岩手県医師会等の協力による内科系の一般診療（平成 14 年度から実施していない）
- 3 歯科巡回診療（昭和 62 年度から実施していない）
- 4 へき地診療所に対する医師の派遣
- 5 へき地診療所の設置運営に対する助成（平成 20 年度から該当なし）
- 6 へき地医療拠点病院がへき地診療所への医師派遣を行う場合に要する経費に対する助成

（表 2-9、表 2-10）

今後においては、これまでの対策を推進するとともに、道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化に対応して、広域的な対策を計画的に実施する。また、地域中核病院を体系的に整備してへき地医療の確保を図る。

表 2-9 平成22年度へき地医療拠点病院診療所運営費補助対象施設

名 称	所在地	開設者
済生会岩泉病院	岩泉町	済生会

表 2-10 へき地医療拠点病院 医師派遣状況

年 度	へき地医療拠点病院名	派遣診療所及び派遣日数(日)			
		安家診療所	大川診療所	有芸診療所	釜津田診療所
平成17年度	済生会岩泉病院	48	50	25	50
18	〃	49	50	16	50
19	〃	25	26	13	25
20	〃	23	26	12	24
21	〃	22	25	12	24

第6 腎不全対策

本県の慢性腎不全患者は、2,811人(平成21年9月1日現在)であり、前年同期に比べて0.3%増加している。腎不全対策については、昭和44年以降、人工腎臓不足地域における透析医療を確保することに重点を置き、人工透析装置の整備を図っているところである。

第7 病院の患者数及び従事者数

1 患者数

(1) 1日平均在院患者数

本県における在院患者延数は5,433,271人(前年5,556,593人)、1日平均在院患者数は14,886人(前年15,182人)で、前年に比べ296人(1.9%)減少している。

1日平均在院患者数を病院の種類別にみると、一般病院では11,383人(前年11,524人)で、前年に比べ141人(1.2%)減少し、精神病院では3,503人(前年3,658人)で、155人(4.2%)減少している。

また、病床の種類別にみると、一般病床では8,204人(前年8,379人)で、前年に比べ175人(2.1%)、精神病床では4,061人(前年4,185人)で、前年に比べ124人(3.0%)減少している。(表2-11)

表2-11 病床-病院の種類別にみた1日平均在院患者数

区分	平成21年		平成20年	
	在院患者延数	1日平均	在院患者延数	1日平均
総数	5,433,271(100.0)	14,886	5,556,593(100.0)	15,182
精神病床	1,482,334(27.3)	4,061	1,531,865(27.6)	4,185
感染症病床	60(0.0)	-	-(-)	-
結核病床	9,354(0.2)	26	13,035(0.2)	36
療養病床	947,167(17.4)	2,595	945,153(17.0)	2,582
一般病床	2,994,356(55.1)	8,204	3,066,540(55.2)	8,379
(再掲)				
精神病院	1,278,563(23.5)	3,503	1,338,730(24.1)	3,658
一般病院	4,154,708(76.5)	11,383	4,217,863(75.9)	11,524

(注) ()は構成割合

(2) 新入院患者数及び退院患者数

新入院患者数は148,302人(前年150,640人)で、前年に比べ2,338人(1.6%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では145,178人(前年147,443人)で、前年に比べ2,265人(1.5%)減少し、精神病院では3,124人(前年3,197人)で前年に比べ73人(2.3%)減少している。(表2-12)

退院患者数は148,484人(前年150,977人)で、前年に比べ2,493人(1.7%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では145,273人(前年147,698人)で、前年に比べ2,425人(1.6%)減少し、精神病院では3,211人(前年3,279人)で、前年に比べ68人(2.1%)減少している。(表2-13)

表2-12 病床-病院の種類別にみた新入院患者数

区分	平成21年	平成20年
	新入院患者延数	新入院患者延数
総数	148,302(100.0)	150,640(100.0)
精神病床	4,753(3.2)	4,804(3.2)
感染症病床	14(0.0)	-(-)
結核病床	125(0.1)	257(0.2)
療養病床	2,216(1.5)	2,202(1.5)
一般病床	141,194(95.2)	143,377(95.2)
(再掲)		
精神病院	3,124(2.1)	3,197(2.1)
一般病院	145,178(97.9)	147,443(97.9)

(注) ()は構成割合

表2-13 病床-病院の種類別にみた退院患者数

区分	平成21年	平成20年
	退院患者延数	退院患者延数
総数	148,484(100.0)	150,977(100.0)
精神病床	4,967(3.3)	5,001(3.3)
感染症病床	14(0.0)	-(-)
結核病床	122(0.1)	262(0.2)
療養病床	4,343(2.9)	4,361(2.9)
一般病床	139,038(93.6)	141,353(93.6)
(再掲)		
精神病院	3,211(2.2)	3,279(2.2)
一般病院	145,273(97.8)	147,698(97.8)

(注) ()は構成割合

(3) 平均在院日数

入院患者の平均在院日数は、36.6日(前年36.8日)、0.2日短くなっている。これを病床の種類別にみると、療養病床が188.1日(前年184.8日)で、前年に比べ3.3日長くなり、一般病床が21.4日(前年21.5日)で、前年に比べ0.1日短くなった。精神病床では305.0日(前年312.5日)で、前年に比べ7.5日短くなっている。(表2-14)

表2-14 病床一病院の種類別にみた平均在院日数

区 分	平均在院日数		
	平成21年	平成20年	増 減
総 数	36.6	36.8	△ 0.2
精神病床	305.0	312.5	△ 7.5
感染症病床	4.3	-	4.3
結核病床	75.7	50.2	25.5
療養病床	188.1	184.8	3.3
一般病床	21.4	21.5	△ 0.1
(再 掲)			
精神病院	403.7	413.4	△ 9.7
一般病院	28.6	28.6	0.0

(4) 1日平均外来患者数

1日平均外来患者数は14,219人(前年14,862人)で、前年に比べ643人(4.3%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では13,500人(前年14,123人)で前年に比べ623人(4.4%)減少し、精神病院では719人(前年738人)で前年に比べ19人(2.6%)減少している。(表2-15)

表2-15 病院の種類別にみた1日平均外来患者数

区 分	平成21年		平成20年	
	外来患者延数	1日平均	外来患者延数	1日平均
総 数	5,190,050(100.0)	14,219	5,439,415(100.0)	14,862
精 神 病 院	262,499(5.1)	719	270,242(5.0)	738
一 般 病 院	4,927,551(94.9)	13,500	5,169,173(95.0)	14,123

(注) ()は構成割合

2 従事者数

病院における従事者数は19,208.2人(前年18,958.6人)で、前年に比べ249.6人(1.3%)増加している。

従事者を100床当たりでみると、総数では102.4人(前年99.1人)となっている。これを業務の種類別にみると、医師(常勤)は8.2人(前年7.9人)、医師(非常勤)1.8人(同1.9人)、薬剤師2.2人(同2.1人)、看護師43.5人(同42.2人)などとなっている。(表2-16)

表2-16 病院の主な従事者数及び100床当たり従事者数(平成21年10月1日現在)

区 分	全 病 院	
	従事者数	100床当たり
総 数	19,208.2	102.4
医 師 (常 勤)	1,543	8.2
医 師 (非 常 勤)	332.3	1.8
歯 科 医 師 (常 勤)	221	1.2
歯 科 医 師 (非 常 勤)	11.0	0.1
薬 剤 師	404.6	2.2
看 護 師	8,172.1	43.5
准 看 護 師	1,303.3	6.9
看 護 業 務 補 助 者	1,601.1	8.5
診 療 放 射 線 技 師	385.4	2.1
臨 床 検 査 技 師	489.1	2.6

第8 薬 事

1 薬局、医薬品販売業

薬局数は584施設で前年より14施設減少し、卸売販売業者数は122業者で前年より17施設増加、店舗販売業者数は181業者で116業者増加、薬種商販売業者数は80業者で133業者減少、特例販売業者数は41業者で24業者減少、配置販売業者数は161業者で前年より6業者減少した。

医薬分業については、昭和49年10月の診療報酬及び調剤報酬改正に伴い、年々保険薬局は増加し、昭和62年をピークに横ばいとなったが、平成5年以降は再び増加している。平成21年末の保険薬局数は558で県内の薬局の95.5%が指定を受けている。処方せん枚数は、平成4年以降の医薬分業の推進により、年々増加傾向にあったが、平成21年は8,177,087枚となり、前年と比較して若干減少した。また、1薬局当たりの年間取扱枚数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、平成21年は14,894.5枚であった。

2 薬事監視

医薬品等の取扱業者について、その品質の確保と取扱いの適正を図るため、許可届出等のある5,491施設(厚生労働大臣許可施設を除く。)の監視対象のうち、2,524施設に対し立入り検査を実施したが、違反発見施設数は9施設であった。

業態別にみると監視施設に対する違反の割合は、薬局が0.4%、店舗販売業が3.8%、卸売販売業が1.2%となっている。

医薬品等の一斉取締によって収去した医薬品12検体について品質検査を行った結果、全て基準に適合してい

た。

3 毒物及び劇物監視

毒物及び劇物販売業並びに届出を要する事業所の施設数は 717 施設（厚生労働大臣登録施設及び特定毒物研究者を除く。）で前年より 26 施設減少した。一方、これら毒物、劇物による事故を未然に防止するため、毒物販売業者等に対し立入り検査を実施し、その適正な保管管理等、取扱い上の指導を行った。立入検査件数 602 件のうち違反件数は 2 件となっている。

4 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤

(1) 麻薬等取締り

麻薬等取扱施設数は 990 施設で前年より 10 施設増加した。立入検査件数 562 件で違反件数は 6 件となっている。また、麻薬及び向精神薬取締法違反の検挙者は 0 人であった。

(2) 麻薬中毒者

過去に麻薬中毒であった者 1 人に対し観察指導を行った。また、がん等の疾病で末期症状により医療機関において麻薬を連用し中毒と診断された者の届出件数は 0 件である。

(3) あへん及び大麻取締り

免許を受けずに観賞用として栽培する事犯や購入した大麻・自生している大麻を吸引する事犯が依然として跡をたない現状にある。これらの不正栽培を防止するため、本年も 6 月 2 日から 8 月 15 日までを「不正大麻、けし撲滅運動月間」と定め、啓蒙用ポスター、チラシ等を市町村等に配布し、不正栽培防止に努めた。野生大麻、けしの抜去状況は表 2-17 のとおりである。なお、大麻取締法違反で 14 人が検挙された。

表 2-17 野生大麻、けしの抜去状況

(単位：本)

区分	17年	18年	19年	20年	21年
大麻	13,197	23,645	8,099	23,465	7,390
けし	4,762	5,569	1,037	10,868	5,225

(4) 覚せい剤取締り

本県における覚せい剤事犯は 32 件 23 人と、前年に比べ件数・人員ともには減少した。うち少年は 0 人であった。

5 麻薬取扱者

麻薬取扱者数は 2,635 人、大麻取扱者は 4 人で、その内訳は表 2-18 のとおりである。

表 2-18 麻薬及び大麻取扱者状況

区分	麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬研究者	麻薬管理者	麻薬施用者	大麻研究者	大麻栽培者
件数	1	29	422	28	156	1,999	3	1

6 岩手県薬物乱用対策推進本部

10 月に薬物乱用対策推進本部会議（本部長副知事、本部長 18 名）を開催し、薬物乱用防止対策について協議するとともに一般県民を対象とした麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止対策を図った。

第 9 献 血

1 献血推進協議会及び献血組織の状況

1 月に献血推進協議会を開催し、献血計画、献血思想の普及及び献血制度の広報活動並びに献血組織育成について協議を行った。また、計画献血を推進するための組織として、県内 34 市町村のうち 28 市町村で市町村献血推進協議会が設置されている。

2 献血者の表彰

愛の血液助け合い運動の一環として 7 月 30 日、献血推進協力者 11 団体に対し知事及び日本赤十字社岩手県支部長から感謝状を贈呈した。また、厚生労働大臣からの表彰状は 1 団体、感謝状は 4 団体に贈呈された。

3 献血状況

献血推進事業は、県民の理解と市町村等関係者の連携により推進しており、本年も表 2-19 のとおりの状況となった。平成 21 年度は県内の医療機関に対し血液センターは 187,834.5 単位（200ml 換算）を供給している。今後も、血液製剤の安定供給のため、さらに積極的に献血の推進を図る必要がある。

表 2-19 献血状況 (200ml 換算)

年度	献血目標	実績本数	目標達成率	
17	全血	68,000	62,125	91.4
	成分	19,000	18,473	97.2
18	全血	65,000	58,879	90.6
	成分	18,000	14,614	81.2
19	全血	64,000	63,605	99.4
	成分	16,500	14,822	89.8
20	全血	65,000	67,540	103.9
	成分	16,500	16,940	102.7
21	全血	65,400	69,794	106.7
	成分	16,200	17,307	106.8

第 3 章 福 祉

第 1 地域福祉等

1 概 要

高齢化の急速な進行等の中で、すべての県民が、住み慣れた家庭や地域において、家族や隣人との温かいふれあいを保ちながら、健康で生きがいのある生活を実現できるようにするためには、人間性の尊重を基本とし、住民がお互いに助け合い、支え合いながら、住民参加による福祉コミュニティづくりを目指した地域福祉の推進を図っていくことが重要である。

このため、県の地域福祉推進の基本的な考え方や方向性を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を図ることを目的とした「岩手県地域福祉支援計画」を平成 21 年 3 月に策定し、事業の推進を図っている。

また、ボランティア振興事業により、地域の福祉ニーズに対応したボランティア活動の促進や県民の福祉意識の定着に努めたほか、福祉人材バンクによる、福祉サービス事業者への就労促進のための啓発、広報活動、情報提供、研修、登録、あっせん等を推進するとともに、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な高齢者や障がい者などへの金銭管理や福祉サービスの利用援助を行った。

なお、社会福祉法人の果たす役割の重要性に鑑み、法人の適正な運営を確保するため、指導監査を実施した。

2 推進体制の整備

(1) 岩手県地域福祉支援計画の推進

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住民参加による福祉コミュニティ作りを推進するため、県の地域福祉推進の理念、基本方針を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を支援する「岩手県地域福祉支援計画」を策定し、推進している。

〔主な事業〕

- ① 地域福祉推進フォーラム開催
- ② 地域福祉活動コーディネーター育成事業
- ③ 地域支え合いマップづくり支援事業
- ④ 福祉のまちづくり委員会設置事業、地域心配ごと相談体制整備事業
(市町村社会福祉協議会 3 箇所をモデル指定)

(2) 福祉意識の定着

1) 福祉教育の推進

児童・生徒のうちから社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の福祉意識の啓発を図ることを目的として、学校と地域内の諸団体が協働して児童・生徒を含む地域全体に福祉教育を行う「地域で育む福祉教育推進モデル事業」を実施することとし、県内 4 市社協（北上市社協・奥州市社協・大船渡市社協・宮古市社協）を指定している。

2) 福祉大会、スポーツ大会等

福祉関係者と多くの県民の参加による各種の福祉大会、スポーツ大会等の主要な福祉関係行事の実施状況は表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 主要な福祉関係行事の実施状況

名 称	月 日	開催地	参加(入場)人員
障がい者スポーツ大会	6月6日	盛岡市	2,720人
身体障がい者福祉大会	7月16日	奥州市	916
長寿社会健康と福祉のまつり(文化フェア)	5/8~7/4	盛岡市	954
老人クラブ大会	10月15日	大船渡市	1,000
県民長寿体育祭	8/8~10/10	盛岡市他	3,372
戦没者追悼式	9月10日	盛岡市	1,000
手をつなぐ育成会岩手県大会	9/26-9/27	盛岡市	1,157
県障がい者文化芸術祭	11/8 11/15	盛岡市	2,967
「岩手の塔」現地慰霊祭	11月5日	沖縄県	40
社会福祉大会	11月11日	盛岡市	1,500
東北地方更生保護大会	11月4日	盛岡市	1,000

(3) 人材の養成・確保

1) 社会福祉研修

社会福祉従事者の資質の向上を図るため、行政職員研修 4 コース、社会福祉従事者研修 9 コース、計 13 コースのほか、特別研修として、3 箇所地域開催研修を実施した。

2) 社会福祉士及び介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士は、高齢化社会や増大かつ多様化している福祉ニーズに適切に対応するため、

老人、障がい者等に対する福祉に関する相談や介護について、専門的能力を有する人材を養成、確保し、在宅介護の充実強化を図ることを目的として制定された国家資格制度で、いずれも資格を有する者が各登録簿に登録して職に就くことができる。

県内の介護福祉士養成施設は表3-1-2のとおり5カ所となっている。

3) 福祉人材センター

福祉人材センターは、福祉人材の育成、福祉職場への就業の支援を行うとともに、社会福祉事業経営者からの相談に応じるなど、必要な援助を行うことにより、福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営に資することを目的に設置し、県社会福祉協議会に委託している。

〔主な事業〕

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 福祉に関する啓発・広報事業
- ③ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究
- ④ 社会福祉事業経営者に対する福祉人材確保についての相談その他の援助
- ⑤ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会の実施
- ⑥ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

表3-1-2 介護福祉士養成施設

施設名	所在地	設置者	コース	定員	電話番号
盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市菜園 2-4-19	(学)コアトレース	2年	42	019(623)6173
専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科	北上市鍛冶町 1-3-1	(学)北上学園	2年	50	0197(61)2131
盛岡医療福祉専門学校 介護福祉学科	盛岡市大沢川原 3-5-18	(学)龍澤学館	2年	80	019(624)8600
岩手県立大学社会福祉学部 福祉臨床学科介護福祉士資格課程	滝沢村滝沢字菓子 152-52	(公立)岩手県立大学	4年	20	019(694)2000
北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	(財)北日本カレッジ	2年	80	019(621)2106

表3-1-3 福祉人材センター等の職業紹介状況

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
求人登録数	1,730	1,828	1,579	1,828	1,550
求職登録数	3,315	2,877	1,380	1,531	1,352
紹介件数A	1,226	858	519	629	965
就職件数B	554	467	171	243	151
就職率B/A	45.2	54.4	32.9	38.6	15.6

(注) 平成19年度までは、福祉人材バンク（花巻、奥州、一関）の件数が含まれる。

(4) 福祉情報の充実

1) 広聴広報活動

多くの県民が社会福祉に対する理解と関心を深め、県民の福祉活動への自主的な参加を促進することが不可欠であるとの観点から、平成10年度から保健福祉情報のホームページを開設するとともに県が発行する広報紙やテレビ等を通じて、広く県民に対して社会福祉の現状等の啓発に努めた。

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?ik=3&nd=60>

2) 出版、報道活動

平成21年度の福祉関係資料の発行状況は、表3-1-4のとおりである。

また、地元紙等において、各種福祉大会、スポーツ大会等の福祉関係の記事が報道されるなど、県民の社会福祉に対する関心の高まりがみられた。

表3-1-4 福祉関係資料の発行状況

(21年度)

資料名	発行機関	発行間隔	部数	主要配布先
岩手県的生活保護	県	年刊	200	関係行政機関、福祉団体等
生活保護世帯処遇事例集	〃	〃	140	
いわての母子保健	〃	〃	145	関係行政機関、福祉団体等
「シルバーウイング」	県長寿社会振興財団	年4回	各10,000	関係行政機関、金融機関、医療機関等
いわて福祉だよりパートナー	県社協	月刊	5,000	関係行政機関、社会福祉施設、民生委員、福祉団体等
福祉教育実践事例集	〃	年刊	200	関係行政機関、福祉団体等
いわてはひとふる図鑑	〃	年刊	10,000	社会福祉施設、民間企業、市町村
あすなる	県社協・保育協	年1回	600	関係行政機関、保育所、児童館、福祉団体等
ボランティア体験inいわてガイドブック	県社協	年刊	2,000	関係機関、福祉団体等
岩手遺族通信	県遺族連合会	年3回	14,000	遺族会各支部、会員
情報国保連	県国保連	月2回	800	県、市町村、全連合会

(5) 社会福祉施設の運営の充実

社会福祉施設は、計画的な整備に伴い、年々増加している。

1) 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金

社会福祉法人等が施設整備等のために独立行政法人福祉医療機構から新規に借入れした過去5年間の借入実績は、表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金の借入状況

区分 施設種別	17		18		19		20		21	
	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)
児童福祉施設	2	61,900	5	157,600	3	105,200	1	60,000	1	45,000
老人福祉施設	10	3,037,100	6	1,783,400	3	754,000	3	234,800	2	594,800
身体障がい者更生援護施設	1	260,700	—	—	—	—	—	—	—	—
知的障がい者援護施設	1	25,800	—	—	—	—	—	—	1	219,500
婦人保護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障がい者社会復帰施設	1	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—
総合福祉センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい福祉サービス	—	—	1	62,300	—	—	—	—	—	—
計	15	3,400,600	12	2,003,300	6	859,200	4	1,294,800	4	859,300

2) 社会福祉施設整備資金利息補助

社会福祉施設整備資金の利息補助は、社会福祉施設整備の進展は見られるものの、近年の貸付利率が低い状況にあることから減少しており、平成19年度から新規借入に係る補助は廃止している。平成21年度における補助実績は次のとおりであり、過去5年間の状況は表3-1-6のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構資金借入分

53法人 61施設 (61件) 15,822,636円

表3-1-6 社会福祉施設整備資金利息補助の状況

年度	助成対象			助成額
	法人数	施設数	件数	
17	85	107	110	44,523
18	81	95	95	36,865
19	68	84	84	28,541
20	63	76	76	21,486
21	53	61	61	15,823

3) 社会福祉施設職員等退職手当共済

民間社会福祉施設は、公立施設とともに社会福祉事業の一翼を担うものであり、民間施設職員の待遇改善の一環として、昭和36年に社会福祉施設職員退職手当共済制度が設けられた。平成4年からは社会福祉法人が、市町村から委託を受けて行っている特定社会福祉事業に従事する職員も加入することができることとなった。

また、この制度は、賦課方式が採用されているために県補助金は退職手当給付需要に連動するしくみになっている。県内の加入施設等の状況は表3-1-7のとおりである。

表3-1-7 社会福祉施設職員等退職手当共済の加入及び県補助金の状況

(単位：か所、人)

年度	加入状況		県補助金 (千円)	退職手当給付	
	施設	職員		件数	金額 (千円)
17	621	10,326	440,198	846	1,361,855
18	662	10,735	525,302	898	1,491,842
19	739	10,367	481,962	1102	1,574,750
20	767	10,201	453,537	933	1,156,207
21	796	10,108	447,583	930	1,330,503

4) 社会福祉法人

社会福祉法人は平成21年4月1日現在で、社会福祉施設の経営や社会福祉事業を行うこととして認可された法人(社会福祉事業団等除く)が209、社会福祉協議会(県社協含む)が35、その他(共同募金会、社会福祉事業団等)が3、計247となっている(盛岡市所管46法人を除く。)

また、法人の指導監査については、平成11年度から地方振興局に指導監査権限を移譲し、地域に密着した指導・監督が行えるよう体制の整備を図っている。

法人監査の実施状況は表3-1-8のとおりである。

表3-1-8 法人監査の実施状況

(平成21年度)

区分	監査対象 法人	実施 法人	実施率 (%)
保 育 所	87	72	82.8
児 童 福 祉 施 設	5	4	80
知的障がい者施設	14	10	71.4
老人福祉施設等	75	48	64
身障更生援護施設	10	7	70
精神障がい者 社会復帰施設	1	1	100
障害者自立支援	17	12	70.6
社会福祉協議会等	38	21	55.3
計	247	175	70.8

(注) 社会福祉協議会等とは、県社協(1)、社会福祉事業団(2)、県共同募金会(1)、市町村社協(34)、である。

5) 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、平成12年、県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置した。

また、各事業者段階でも、それぞれ苦情受付窓口を設置し、福祉サービスに関する苦情処理体制の整備を図っている。

運営適正化委員会における苦情等の受付状況は、表3-1-9のとおりである。

表3-1-9 運営適正化委員会における苦情受付状況

(21.4.1~22.3.31)

相談者 種別	利用者	家族	代理人	職員	その他	合計
高 齢 者	1	7	0	1	0	9
障 が い 者	8	5	0	0	0	13
児 童	0	2	0	0	0	2
そ の 他	1	0	0	0	1	2
合 計	10	14	0	1	1	26

3 民間福祉活動の活発化

(1) 民間福祉活動の活発化

1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

2) 岩手県社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会は、県内の社会福祉事業に関する広域的な調査、総合的企画及び実施、連絡調整、助成、普及及び宣伝等各種の事業を実施している。

また、社会福祉法が平成12年6月に施行され社会福祉事業従事者の養成・研修、経営に関する指導・助言等を新たに実施することとされた。

会員組織となっており、主として市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉団体が会員となっている。

県社会福祉協議会の活動に要する経費は、会員会費のほか、県から表3-1-10のとおり補助金を交付している。

表3-1-10 岩手県社会福祉協議会に対する補助金の状況

事業名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
運営費補助(県単)	72,971	69,561	58,455	55,532	55,532
生活福祉資金貸付事業推進費補助	34,671	32,536	32,424	18,027	662,428
県ボランティアセンター事業	15,590	13,684	8,428	7,440	6,175
日常生活自立支援事業費補助	77,492	82,014	79,411	77,427	78,944
計	200,724	197,795	178,718	158,426	803,079

(注) 補助金は、事務費が含まれているもののみ。

また、21年度の生活福祉資金貸付事業推進費補助には、貸付原資の積増分を含む。

3) 市町村社会福祉協議会

県内全市町村に社会福祉協議会が設置されており、全ての市町村社会福祉協議会が法人格を取得している。

社会福祉協議会の推進指導体制を整備強化し、民間福祉活動の充実と発展を図るため、昭和41年度から平成10年度まで、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置費に対して補助してきたが、平成11年度から一般財源化された。

(2) 地域福祉団体の活発化

1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)は、平成22年3月31日現在県内に3,683人(主任児童委員360人を含む)が配置され、生活困窮者のほか、老人・児童・心身障がい者等で援護を要する者の相談と支援に当たっている。

県ではその活動費に対して平成21年度は1人当たり52,000円の補助をした。また、各市町村には民生児童委員協議会が組織されており、自主的な福祉活動を進める一方、自らの研修に当たっているが、県においても、毎年度全委員を対象に地方振興局毎に指導訓練を行っているほか、同協議会会長・副会長の研修会等を実施している。

民生委員・児童委員の活動状況(活動件数、活動日数、訪問回数)の推移は、表3-1-11のとおりであり、委員1人当たりの件数は年間227件(1ヵ月18.9件)で、相談支援が17.8%を占めている。また、相談支援の内容は図3-1-1のとおりであり、内容別では日常的な支援、在宅福祉、子どもの地域生活の順となっており、分野別では高齢者、子ども、障がい者の順となっている。(図3-1-2)(市町村別件数は統計表編314ページ参照のこと。)

表3-1-11 民生委員・児童委員活動状況(盛岡市(中核市)含)

年度	活動件数							活動日数	訪問回数	民生委員・児童委員1人当たり		
	相談支援	調査	証事情務	施設・団体・公的機関との連絡	諸会合行事への参加	その他	計			相談支援	活動日数	訪問回数
17	164,617	88,992	12,385	94,252	115,314	179,838	655,398	489,236	589,161	44.2	131.4	158.3
18	163,765	91,110	11,940	96,220	114,142	194,486	671,663	498,462	615,905	44	133.9	165.5
19	158,251	112,228	11,234	99,703	118,068	209,825	709,309	512,690	642,972	42.9	139	167
20	147,019	111,457	11,064	102,511	117,823	297,722	787,596	508,074	689,667	39.9	137.7	187
21	149,705	112,134	11,172	108,438	120,402	336,733	838,584	516,949	710,630	40.6	140.4	192.9

(注) 主任児童委員を含むものである。

図3-1-1 民生委員、児童委員活動状況
(内容別)

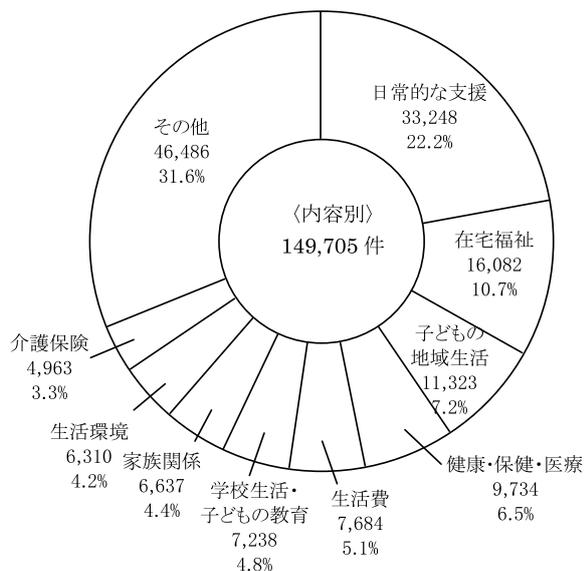
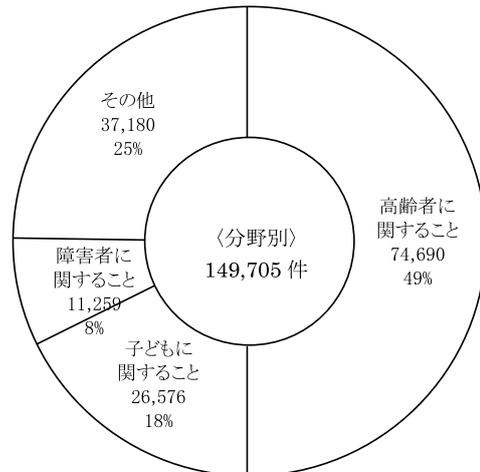


図3-1-2 民生委員、児童委員活動状況
(分野別)



2) ボランティア振興事業

ボランティア活動の推進を図るため・従前の社会奉仕活動指導センターを発展拡充し、平成6年度から岩手県社会福祉協議会を実施主体とし、国庫補助事業として実施している。

岩手県社会福祉協議会に設置された県ボランティアセンター事業に要する経費として、県社会福祉協議会に6,175千円補助している。

〔主な事業〕

- ① 福祉教育推進事業（「地域で育む福祉教育推進モデル事業」、「地域で育む福祉教育推進セミナー」、「ボランティア体験 in いわて」の実施）
- ② 勤労者・企業の社会貢献活動の促進（「勤労者・企業の社会貢献推進セミナー」の開催、ボランティア出前講座の実施）
- ③ 養成研修事業（「シニアボランティア研修会」、「ボランティアコーディネーター研修会」、「暮らしを支えるボランティアのつどい」の開催）
- ④ 広報・啓発事業（ホームページを活用したボランティア情報の周知）

3) 社会福祉経営サポート事業

社会福祉事業の適正かつ安定的な経営とサービスの質の向上等をめざして、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、社会福祉事業運営全般の資質向上に資すること目的とする事業である。

岩手県社会福祉協議会が事業実施主体となり実施するもので、平成21年度は4,373千円の助成を行った。（専任経営指導員常勤1名・兼任非常勤2名）

〔主な事業〕

- ① 福祉施設経営指導連絡協議会の開催
- ② 経営相談の実施
- ③ 各種研修会の実施

表3-1-12 経営相談指導事業

(21年度実施状況)

経営相談内容	件数
入所者処遇に関すること。	1件
施設運営に関すること	43件
職員処遇に関すること	5件
会計・税務に関すること。	8件
人材確保に関すること。	0件
施設整備に関すること。	0件
その他社会福祉施設の運営に関すること。	3件
計	60件

4) 共同募金

共同募金は、昭和22年に制度創設以来、「赤い羽根」の名で募金活動が行われており、平成21年度の共同募金の実績は、表3-1-13のとおりである。

また、配分は募金額に預金利息、繰越金等を加えて行われたが、その状況は表3-1-14のとおりである。

表3-1-13 募金額と配分額 (単位:千円)

年 度	募 金 額	配 分 額
17	247,622	186,740
18	243,467	180,386
19	239,924	184,662
20	232,904	191,109
21	226,612	186,641

表3-1-14 共同募金配分状況 (単位:千円)

配 分 内 訳	配分額	配分比率
1 施設整備費	18,153	9.7%
2 地域福祉活動事業費	130,458	69.9%
(1) 県社協	(11,000)	(5.9%)
(2) 市町村社協	(119,458)	(64.0%)
3 福祉のまちづくり支援事業費	5,792	3.1%
4 安全・安心の地域づくり支援事業	3,399	1.8%
5 災害等準備金積立額	7,785	4.2%
6 災害見舞金積立額	2,000	1.1%
7 配分予備金	19,055	10.2%
計	186,642	

5) 岩手県福祉基金

岩手県福祉基金は、県民や会社、団体から浄財を募り、県や市町村からも助成を得て基金を積み立てた一般基金があり、基金財産から生ずる果実を財源として民間社会福祉活動や福祉団体に安定した資金の援助と励ましの手をさしのべることを目的としており、平成21年度の助成状況は表3-1-15のとおりである。

平成21年度末の造成状況は、表3-1-16のとおりであり、一般基金11億2,845万円が造成されている。

表3-1-15 基金助成状況 (単位:千円)

助 成 対 象 事 業	件数	助成額
社会福祉施設整備事業への助成	1	850
社会福祉従事者研修に対する助成	1	80
社会福祉団体活動への助成	37	19,011
社会福祉意識の啓発、顕彰事業等	3	1,750
地域福祉活動推進に対する助成	5	14,582
計	47	36,273

表3-1-16 基金造成状況 (単位:千円)

寄付・補助者別	昭和52～平成20年度	21年度
一般寄付金	340,162(5,609件)	1,265(65件)
県	400,000(8)	-(-)
市町村	200,000(496)	-(-)
民間社会福祉事業団振興基金	85,680(1)	-(-)
指定団体	50,000(1)	-(-)
繰入金	51,345(13)	-(-)
計	1,127,188(6,128件)	1,265(65件)
寄付・補助者別	合 計	
一般寄付金	341,428(5,674件)	
県	400,000(8)	
市町村	200,000(496)	
民間社会福祉事業団振興基金	85,680(1)	
指定団体	50,000(1)	
繰入金	51,345(13)	
計	1,128,454(6,193件)	

(3) 活動拠点の整備

[福祉センター]

児童から老人に至る地域住民の福祉の向上を図るため、福祉センターが県内28カ所17市町に設置され、ボランティア活動、各種相談活動、老人等の教養・レクリエーション活動等に幅広く利用されている。

4 ひとにやさしいまちづくり推進事業

少子・高齢化が進行する中、平成7年7月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を公布し、不特定多数が出入りする「公共的施設」の定義を定め、高齢者や障がい者、子どもを連れた方なども利用しやすいよう、「公共的施設整備基準」を策定することで、バリアフリー設備の整備を推進してきた。

また、県、市町村、民間事業者、県民の役割を整理し、それぞれの立場で、意識を持って一体となり取り組むものとし、そのための行動指針として「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、各種の取組を進めてきた。

平成19年12月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）の制定など、情勢の変化に対応するため、「ひとにやさしいまちづくり条例」の全面的な改正を行い、ユニバーサルデザインの考え方に立った、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を一層推進するものとした。

その後、平成21年3月には、「ユニバーサルデザイン」の考え方を生かした、すべてのひとにやさしいまちづくりの実現を目指すための指針として、ひとにやさしいまちづくり条例第9条の規定に基づき新しいひとにやさしいまちづくり推進指針を策定した。

なお、同指針は、関係事業や目標数値を掲げた推進計画としての性格を併せ持つものである。

平成21年度における主な事業の実績は次のとおり。

ア ユニバーサルデザインフォーラムを開催

ひとにやさしいまちづくり推進指針を県民に周知するとともに、県民を挙げてひとにやさしいまちづくりを推進していくためにユニバーサルデザインフォーラムを開催した。

イ 各地域で行われている地域ユニバーサルデザイン活動を振興するため、組織及び人材の育成など中間支援の取り組みとして、地域ユニバーサルデザイン推進組織形成支援事業を実施した。

表3-1-17 推進資金融資状況

(単位:千円)

年度	件数	金額
12	3	17,900
13	2	35,000
14	1	10,000
15	1	8,800
16~21	0	0

第2 高齢者福祉

1 概要

本県の高齢者人口の推移をみると、表3-2-1のとおり総人口に占める65歳以上の人口は、昭和45年に7.3%達してから一貫して全国の平均値を上回り、平成21年には26.9%になるなど、急速に高齢化が進行している。

近年における高齢者問題は、このような高齢者人口の増加に加え、都市化、核家族化、扶養意識の変化、更には家庭介護機能の減退等によって複雑・多様化してきており、これに伴い高齢者の福祉ニーズも増大しつつある。

このため、元気な高齢者に対しては、知識、経験を社会に生かす条件を整備し、生きがいを高め、生きるよこびが得られる総合的な施策を積極的に展開するとともに、寝たきり老人やひとり暮らし老人

等いわゆる社会的に弱い立場にある高齢者については、きめ細かな福祉対策等の推進に努めている。

また、高齢者の社会貢献活動を促進するため、高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、高齢者団体等の活動支援、情報誌の発行、老人クラブへの助成に関する相談等を実施した。また、在宅の要介護高齢者等の自立した生活を支援するため、地域支援事業、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を実施したほか、平成20年度まで実施してきた「高齢者総合相談センター」、「介護実習・普及センター」、「地域介護実習・普及センター」及び「高齢者権利擁護センター」の事業を整理・統合し、専門機能を強化した「総合支援センター」に一本化し、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、地域包括支援センターの相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援を行い、相談・研修機能の充実を図った。

また、介護保険制度の円滑な推進のため、市町村・事業者に対する指導をはじめ、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に対する研修等の充実に努めた。社会福祉施設等については、特別養護老人ホーム、ケアハウスの整備を促進した。老人福祉対策の実施状況は統計表編316ページのとおりである。

表3-2-1 高齢者人口の推移 (単位:千人)

年	岩手県			全国		
	総人口	65歳以上	総人口比(%)	総人口	65歳以上	総人口比(%)
S45	1,371	100	7.3	103,720	7,393	7.1
50	1,368	118	8.5	111,940	8,865	7.9
55	1,422	143	10.1	117,060	10,647	9.1
60	1,434	170	11.9	121,049	12,468	10.3
H2	1,417	206	14.5	123,611	14,895	12.0
7	1,420	255	18.0	125,570	18,261	14.5
12	1,416	304	21.5	126,926	22,005	17.3
17	1,385	340	24.5	127,768	25,672	20.1
18	1,375	346	25.1	127,770	26,604	20.8
19	1,364	351	25.8	127,771	27,464	21.5
20	1,352	355	26.3	127,692	28,216	22.1
21	1,341	361	26.9	127,510	28,216	22.1

2 健康と生きがいがづくりの推進

(1) 健康の保持増進

明るい長寿社会づくり推進事業

高齢者が健康で生きがいをもって生活するとともに、社会参加活動が積極的に展開されるよう、県又は財団法人岩手県長寿社会振興財団が実施主体となり、スポーツ・健康づくり関連イベントの開催、高齢者の各種創作活動の支援、高齢者の社会活動促進に関する普及啓発等の事業を行った。

〔事業の実施状況〕

- ① 岩手県長寿社会健康と福祉のまつり（実施主体：（財）岩手県長寿社会振興財団）
文化フェア参加者 延べ954人 岩手県民長寿体育祭参加者 延べ3,372人
- ② 第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会へ岩手県選手団の派遣（実施主体：同上）
平成21年9月5日～9月8日 派遣選手、役員等 計132人
- ③ 高齢者社会貢献活動サポートセンターの設置
 - ・高齢者の社会参加活動の推進方策の検討
 - ・相談室窓口設置 相談件数 526件
 - ・県内10カ所で意見交換会 延27団体参加

(2) 社会参加の促進

1) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、自主的な各種活動を行う老人クラブの状況は、図3-2-1、図3-2-2及び図3-2-3のとおりであるが、クラブ数、会員数ともに、減少傾向にある。

図3-2-1 老人クラブ数

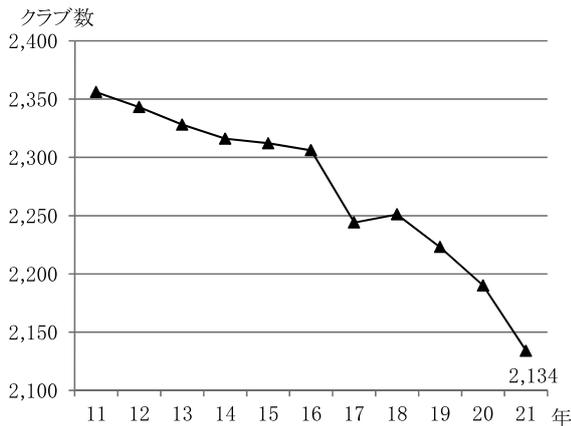


図3-2-2 老人クラブ会員数

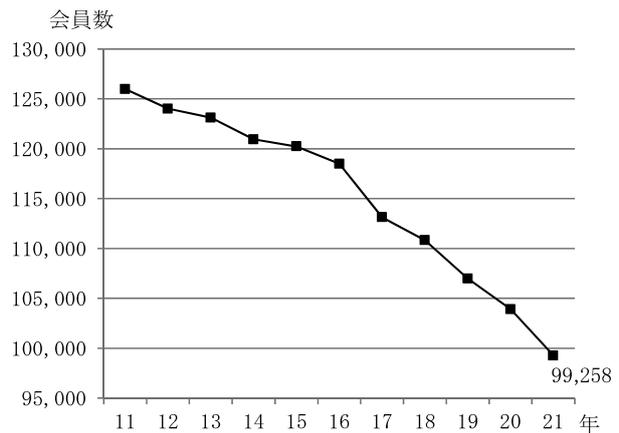
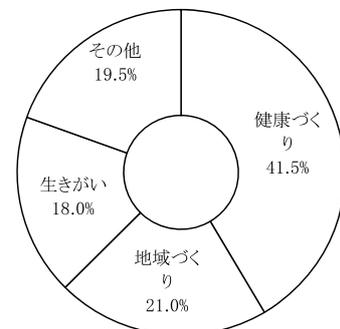


表3-2-2 老人クラブ関係助成状況 (平成21年度)

区分	補助単価	補助額	適用
老人クラブ事業	別に定める額	39,446,000円	34市町村 1,891クラブ
市町村老人クラブ連合会が行う事業	事業に要する経費	9,361,000円	34市町村
県老人クラブ連合会活動推進員設置費補助等	推進員設置等に要する経費	4,768,000円	推進員2人及び2事業

図3-2-3 老人クラブ活動状況



2) 財団法人岩手県長寿社会振興財団

長寿社会への対応に関する調査研究や広報・啓発事業等を行うほか、県からの補助等により各種の長寿社会対策関連事業等を行い、長寿社会への適切な対応に資することを目的として、昭和63年5月20日に設立された。

また、平成3年度に高齢者保健福祉基金（助成基金）を設置し、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対する助成をしてきている。

平成21年度の実施事業は、次のとおりである。

① 調査研究

「岩手県における地域密着型サービスの現状実態調査」

② 育成助長

高齢者保健福祉基金（助成基金）33億円の果実により、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対して助成した。

ア いわて保健福祉基金助成事業（継続）

助成団体：96団体、助成事業：100事業、助成額：57,620千円

イ いわて子ども希望基金助成事業（新規：平成21年10月1日施行）

助成団体：32団体、助成事業：32事業、助成額：6,491千円

③ 普及啓発

ア 情報誌「シルバーウイング」の発行

35号～38号、市町村、金融機関、医療機関、学校等に配布、各1万部

イ インターネットの活用

ホームページによる情報提供 21年度アクセス数：23,094件

④ 岩手県事業の受託運営

ア 高齢者総合支援センターの運営（新規）

ア) 相談実績

a 総合相談：一般相談949件、専門相談143件

b シルバー110番特別相談：30件

c 地域包括ケア相談：91件

イ) 研修事業実施状況

a 一般研修：全47回 1,715人受講

b 専門研修

(a) 地域包括支援センター等支援研修

地域研修会14回、参加者762人、地域包括支援センターが行う研修への支援29回、参加者1,039人

(b) 福祉用具・住宅改修に関する研修

福祉用具・住宅改修基礎研修4回、参加者204人、福祉用具実務研修2回、参加者66人、福祉用具スキルアップ研修1回、参加者26人

ウ) セミナーの開催状況

a 地域包括ケアセミナー：参加者162人

b 介護セミナー：参加者70人

c 高齢者権利擁護セミナー：参加者380人

エ) 普及啓発活動

a 福祉用具展示室（愛称：ケアプラザいわて）活用実績：見学者数714人

b 情報提供・情報発信の実施状況：ビデオ・DVD・図書の貸し出し、「岩手県高齢者総合支援センターだより」のメール配信（月2回）、高齢者総合支援センターPRリーフレット24,000部、シルバー110番ポスター2,000部

オ) 権利擁護事業実施状況

ア 定期電話相談

開催回数 11 回、相談件数 18 件

イ 事例検討会

開催回数 11 回、検討事例 12 件

ウ 地域研修会

開催回数 8 回（各地方振興局と共催）、参加者数 393 人

イ 認知症介護実践者等養成研修事業（継続）

ア) 認知症介護実践者研修 開催回数 3 回、修了者数 247 人

イ) 認知症介護実践リーダー研修 開催回数 1 回、修了者数 43 人

ウ) 認知症介護サービス事業開設者研修 開催回数 1 回、参加者数 23 人

エ) 認知症対応型サービス事業管理者研修 開催回数 2 回、修了者数 98 人

オ) 小規模多機能型サービス事業計画作成担当者研修 開催回数 1 回、修了者数 37 人

ウ 介護予防研修事業（継続）

介護予防実務者研修会の開催 開催回数 4 回、参加者数 194 人

エ 身体拘束廃止研修事業（新規）

ア) 身体拘束廃止推進研修会 開催回数 1 回、参加者数 380 人

イ) 身体拘束廃止推進員養成研修会、修了者 56 人

ウ) 身体拘束廃止実務看護職員研修会 1 回、参加者数 78 人

オ 企業子育て応援拠点運営事業（新規）

平成 21 年 6 月 1 日から子育てにやさしい職場環境づくりに取り組む企業・商店等を重点的に支援するため、支援拠点を設置・運営

ア) 企業訪問による一般事業主行動計画策定支援

訪問延件数：70 社（内訳：直接訪問 62 社、電話支援 8 社）

イ) 専門相談員（社会保険労務士）による一般事業主行動計画策定等のための企業相談

ア 定期相談：相談回数 3 回、相談企業数 3 社

イ 出張相談：相談回数 1 回、相談企業数 1 社

ウ) 店舗訪問による子育て応援の店（i・ファミリー・サービス事業）の協賛店拡大

店舗訪問数：270 商店　うち登録店舗数：60 商店

⑤ その他の事業

ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施

実施期日 平成 21 年 10 月 25 日

受験者 1,855 人　合格者 329 人（合格率 17.7%）

イ 介護支援専門員研修の実施

実務研修：修了者 320 人

現任研修：修了者 418 人（基礎研修修了者 129 人、専門課程Ⅰ修了者 183 人、専門課程Ⅱ修了者 106 人）

主任介護支援専門員：修了者 205 人

更新研修：修了者 445 人（専門課程Ⅰと同内容修了者 65 人　専門課程Ⅱと同内容修了者 290 人
実務研修と同内容の修了者 90 人）

3) 敬老の日行事

「みんなで築こう活力ある長寿社会」をモットーに、9月15日の「老人の日」及び9月21日までの「老人週間」を中心として、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢者福祉についての理解と関心を深めるため、国、県において各種事業を実施した。県においては、敬老ポスター等の掲示を行うとともに100歳到達者へ記念品を贈呈した。実施状況は表3-2-3のとおりである。

表3-2-3 100歳以上高齢者等の状況

(平成18年度8月15日、平成19年度及び20年度9月30日、平成21年度9月1日現在で100歳以上の者)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	記念品 (平成21年度)
100歳以上高齢者	272人	336人	387人	500人	・秀衡塗、ほそり椀・箸・スプーンセット ・額入和紙製祝状 (100歳到達者のみ)

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

1) 介護保険

ア 介護保険は、21市町村並びに3の一部事務組合及び1の広域連合の計25保険者により運営されていたが、平成22年1月1日の川井村の宮古市への合併に伴い、24保険者となっている。

なお要介護認定に係る介護認定審査会は、複数の保険者が共同して設置運営している地区があることから、計15の介護認定審査会により運営されている。

表3-2-4 介護保険の保険者たる一部事務組合及び広域連合の状況 (平成21年度末現在)

保険者名	盛岡北部行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合	一関地区広域行政組合	久慈広域連合
構成市町村名	八幡平市、葛巻町、岩手町 (3市町)	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町 (4市町村)	一関市、平泉町、藤沢町 (3市町)	久慈市、洋野町、野田村、普代村 (4市町村)

イ 第1号被保険者数及び要介護 (要支援) 認定者数

第1号被保険者数 (65歳以上の者) は、平成22年3月末現在で360,344人であり、平成21年3月末現在と比較して、2,417人増加している。

要介護 (要支援) 認定者数については、平成22年3月末現在で62,330人となっており、平成21年3月末現在と比較して1,633人増加しており、特に要支援1が増加している。

また、第1号被保険者のうち要介護 (要支援) 認定者数の出現割合 (出現率) については、平成22年3月末現在で16.7%となっており、平成21年3月末現在と比較して、0.3ポイント増加している。

表3-2-5 第1号被保険者数 (介護保険事業状況報告による。)

区分	平成21年3月末現在	平成22年3月末現在	増減	増加率
本県	357,927人	360,344人	2,417人	0.7%
全国	28,317,370人	28,917,121人	599,751人	2.1%

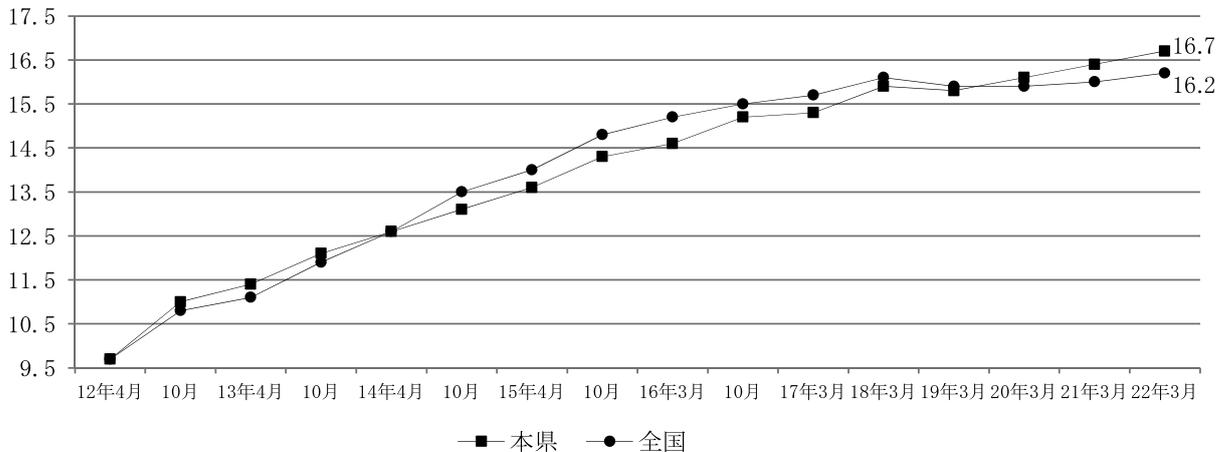
表3-2-6 所得段階別第1号被保険者数 (介護保険事業状況報告による。)

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階以上	合計
標準負担割合	四分の二	四分の二	四分の三	四分の四	四分の五	四分の六	—	
平成22年3月末第1号被保険者数	5,529人	60,172人	42,654人	146,435人	59,186人	29,585人	16,783人	360,344人

表 3-2-7 要介護（要支援）認定者数（介護保険事業状況報告による。）

岩手県 (単位：人)				全国 (単位：人)			
	平成21年 3月末	平成22年 3月末	増 減		平成21年 3月末	平成22年 3月末	増 減
要支援 1	5,230	6,288	1,058	要支援 1	571,527	601,391	29,864
要支援 2	7,179	6,757	▲ 422	要支援 2	659,954	650,651	▲ 9,303
経過的要介護	—	—	—	経過的要介護	8	—	—
要介護 1	10,741	11,382	641	要介護 1	784,451	847,117	62,666
要介護 2	11,360	11,439	79	要介護 2	821,157	848,961	27,804
要介護 3	10,127	9,642	▲ 485	要介護 3	735,536	712,604	▲ 22,932
要介護 4	8,074	8,540	466	要介護 4	586,977	625,961	38,984
要介護 5	7,986	8,282	296	要介護 5	513,078	559,257	46,179
合 計	60,697	62,330	1,633	合 計	4,672,688	4,845,942	173,254

図 3-2-4 認定率（1号被保険者の認定者数/1号被保険者数）の推移



ウ サービス受給者数

平成 22 年 3 月の介護サービス受給者数は、51,847 人であり、平成 21 年 3 月と比較して、居宅介護サービス受給者が 1,363 人、地域密着型サービス受給者が 363 人、施設サービス受給者が 315 人の合計 2,041 人の増加となっている。

表 3-2-8 サービス受給者数（介護保険事業報告による。）

区 分	平成21年 3月受給者数	平成22年 3月受給者数	増 減	増加率
本 県	49,806人	51,847人	2,041人	4.1%
全 国	3,832,009人	4,000,652人	168,643人	4.4%

表 3-2-9 居宅介護（支援）サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成21年 3月	3,312	4,931	—	7,533	8,166	5,899	3,455	2,172	35,468
平成22年 3月	3,919	4,776	—	8,074	8,353	5,669	3,679	2,361	36,831
増 減	607	▲ 155	—	541	187	▲ 230	224	189	1,363

表 3-2-10 地域密着型サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成21年 3月	27	49	—	439	560	722	371	158	2,326
平成22年 3月	47	70	—	512	643	771	429	217	2,689
増 減	20	21	—	73	83	49	58	59	363

表 3-2-11 施設介護サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
平成21年3月	6,104	5,250	690	12,012
平成22年3月	6,249	5,412	718	12,327
増 減	145	162	28	315

(注) 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ1人と計上するが、合計には1人と計上しているため、3施設の合算と合計は一致しない場合がある。

エ 介護給付費の支給状況

介護給付費は、平成21年度に居宅介護（支援）サービス費として38,789,510千円、施設介護サービス費として37,546,368千円、地域密着型サービス費として5,857,401千円、これにその他5,580,477千円を加え、合計87,773,756千円が支給され、給付見込額83,758,843千円を上回った。

なお、県は、保険者が介護給付等に要した費用の居宅サービス費の12.5/100、施設サービス費の17.5/100（法定負担）に相当する13,077,934千円を負担した。

オ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の状況

平成22年3月末の指定居宅サービス事業所数は3,245、指定居宅介護支援事業所は349、介護保険施設数184となっている。

また、平成21年度において、介護保険制度の円滑な施行を図るため、874事業所に対する実地指導、3,145事業所に対する集団指導を実施した。

表3-2-12 平成21年度介護給付費支給実績
サービス別支給実績

(単位：円)

種 類		介護給付(a)	構成比(a/c)	予防給付(b)	構成比(b/c)	給付額計(c)	構成比(c/d)
居宅介護 (介護予防)	訪問介護	5,793,889,675	91.77%	519,860,520	8.23%	6,313,750,195	7.19%
	訪問入浴介護	837,883,126	99.81%	1,573,821	0.19%	839,456,947	0.96%
	訪問看護	1,252,559,644	96.39%	46,902,942	3.61%	1,299,462,586	1.48%
	訪問リハビリテーション	331,496,512	93.19%	24,218,478	6.81%	355,714,990	0.41%
	居宅療養管理指導	127,450,800	97.19%	3,682,440	2.81%	131,133,240	0.15%
	通所介護	10,687,956,524	84.61%	1,944,724,960	15.39%	12,632,681,484	14.39%
	通所リハビリテーション	3,593,235,070	86.38%	566,593,816	13.62%	4,159,828,886	4.74%
	(小計)	22,624,471,351	87.92%	3,107,556,977	12.08%	25,732,028,328	29.32%
	短期入所生活介護	3,910,003,093	98.95%	41,459,360	1.05%	3,951,462,453	4.50%
	短期入所療養施設(介護老人保健施設)	904,228,072	98.80%	10,951,218	1.20%	915,179,290	1.04%
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	42,090,912	99.97%	11,880	0.03%	42,102,792	0.05%
	(小計)	4,856,322,077	98.93%	52,422,458	1.07%	4,908,744,535	5.59%
	福祉用具貸与	1,975,503,736	97.82%	44,016,057	2.18%	2,019,519,793	2.30%
	福祉用具購入	96,579,679	82.27%	20,807,263	17.73%	117,386,942	0.13%
	住宅改修	218,480,087	72.74%	81,878,056	27.26%	300,358,143	0.34%
	(小計)	2,290,563,502	93.98%	146,701,376	6.02%	2,437,264,878	2.78%
	居宅介護支援・介護予防支援	4,270,925,039	90.88%	428,604,300	9.12%	4,699,529,339	5.35%
	特定施設入所者生活介護	979,494,550	96.79%	32,448,286	3.21%	1,011,942,836	1.15%
	(小計)	5,250,419,589	91.93%	461,052,586	8.07%	5,711,472,175	6.51%
	(居宅介護・介護予防サービス小計)	35,021,776,519	90.29%	3,767,733,397	9.71%	38,789,509,916	44.19%
地域密着型 介護予防	夜間対応型訪問介護	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	認知症対応型通所介護	509,856,100	99.02%	5,045,166	0.98%	514,901,266	0.59%
	小規模多機能型居宅介護	1,206,757,424	94.81%	65,994,399	5.19%	1,272,751,823	1.45%
	認知症対応型共同生活介護	3,589,547,720	99.87%	4,793,013	0.13%	3,594,340,733	4.10%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	47,857,716	100.00%	0	0.00%	47,857,716	0.05%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	427,549,221	100.00%	0	0.00%	427,549,221	0.49%
	(地域密着型サービス小計)	5,781,568,181	98.71%	75,832,578	1.29%	5,857,400,759	6.67%
施設	介護老人福祉施設サービス	18,255,720,788	100.00%	0	0.00%	18,255,720,788	20.80%
	介護老人保健施設サービス	16,519,254,301	100.00%	0	0.00%	16,519,254,301	18.82%
	介護療養型医療施設サービス	2,771,392,784	100.00%	0	0.00%	2,771,392,784	3.16%
	(施設サービス小計)	37,546,367,873	100.00%	0	0.00%	37,546,367,873	42.78%
その他	特定入所者介護サービス費	3,927,498,300	99.90%	4,079,311	0.10%	3,931,577,611	4.48%
	【内訳】施設分 (特養、老健、療養型)	3,607,586,977	100.00%	77,150	0.00%	3,607,664,127	4.11%
	【内訳】その他分 (地域密着型特養、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護)	319,911,323	98.76%	4,002,161	1.24%	323,913,484	0.37%
	高額介護(予防)サービス費	1,503,854,973	99.91%	1,321,550	0.09%	1,505,176,523	1.71%
	高額医療合算介護(予防)サービス費	17,963,221	99.72%	50,265	0.28%	18,013,486	0.02%
総 計	83,799,029,067	95.61%	3,849,017,101	4.39%	87,648,046,168	99.86%	
審査支払手数料	1,396,778	件	90円/件		125,710,020	0.14%	
総 計 (d)						87,773,756,188	100.00%

表3-2-13 指定居宅サービス事業所数(休止中を除く)

(平成22年3月31日現在)

訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護		訪問リハビリ テーション	居宅療養 管理指導	通所介護	合計
		訪問看護 ステーション	医療機関				
261	63	67	349	320	1,334	351	
通所リハ ビリテー ション	短期入所 生活介護	短期入所 療養介護	特定施設 入居者 生活介護	福祉用具 貸 与	福祉用具 販 売	居宅介護 支 援	合計
102	124	83	22	83	86	349	3,594

表3-2-14 介護保険施設数

平成22年3月31日現在

施設の別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
施設数	99	60	25	184
定 員	6,200	5,451	675	12,326

カ 介護保険審査会の運営及び苦情処理機関に対する補助

(ア) 介護保険審査会

保険者が行う要介護認定・保険料の賦課等の行政処分に対し、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合の審理及び裁決を行う機関として介護保険審査会が設置されており、平成 21 年度の審査請求件数は 1 件であった。

表 3-2-15 介護保険審査会の運営状況

審査請求 件数	内 訳			取下げ 件数	裁 判 件数	内 訳		
	要介護認定	保険料	その他			却下	認 容	棄 却
1	1	0	0	1	0	0	0	0

(イ) 苦情処理機関（岩手県国民健康保険団体連合会）に対する補助

担当職員、苦情処理担当委員の設置経費、苦情処理委員打合せ経費及び苦情処理担当職員の研修経費等の補助を行った。

表 3-2-16 苦情処理機関における相談・苦情受付件数

区 分	平成20年度		平成21年度	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
介護サービス	47	49.0	51	48.1
利用料	9	9.4	9	8.5
ケアプラン	4	4.2	5	4.7
要介護認定	7	7.3	12	11.3
保険料	5	5.2	4	3.8
介護保険一般	12	12.5	13	12.3
その他	12	12.5	12	11.3
計	96	100.0	106	100.0

キ 介護認定調査員等に対する研修の実施

全国一律の基準に基づく適正な要介護認定を実現するため、認定調査員研修、介護認定審査会委員研修及び主治医研修を実施した。

ク 介護支援専門員の登録、研修

(ア) 介護支援専門員登録状況

平成 21 年度、本県において介護支援専門員実務研修を修了した 320 人を新たに介護支援専門員として登録した。

(イ) 介護支援専門員への研修実施状況

介護支援専門員の登録に必要な実務研修及び介護支援専門員として就業している者に対する現任研修及び主任介護支援専門員研修を実施した。

ケ 身体拘束ゼロ作戦の推進

身体拘束廃止研修会の開催、身体拘束に関する実態調査の実施により身体拘束廃止に向けた取組を行った。

コ 高齢者福祉・介護保険推進協議会の運営

岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会を設置・運営し、県が策定した「いわていきいきプラン 2009-2011（岩手県介護保険事業支援計画及び岩手県高齢者福祉計画）」の進行管理、評価及び見直し並びに高齢者福祉全般に係る協議を行い、計画の着実な実現を図った。

2) 地域支援事業

市町村において、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防と、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成 18 年度に創設された。必須事

表 3-2-17 介護認定調査員等研修受講者数

区 分	平成21年度
認定調査員研修	1,342人
介護認定審査会委員研修	142人
主治医研修	81人

表 3-2-18 介護支援専門員登録者数

年 度	10～19年度	20年度	21年度	計
登録者数	4,322人	242	320人	4,884人

表 3-2-19 介護支援専門員研修受講者数

年 度	平成20年度	平成21年度
実務研修受講者	242	320
現任研修受講者	244	418
主任介護支援専門員 研修受講者	57	205
更新研修受講者	751	488

業である「介護予防事業」及び「包括的支援事業」と市町村の選択による「任意事業」から構成される。

また、地域支援事業の費用額は、各保険者が介護保険事業計画に定める各年度の保険給付見込額に、別表に挙げる率を乗じて得た額の範囲内と定められている。

【介護予防事業】

一般高齢者及び虚弱高齢者を対象として、高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行う。全保険者において実施。

【包括的支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で出来る限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核として、多様な支援を継続的・包括的に提供するための事業を地域包括支援センターにて行う。全保険者において実施。

【任意事業】

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他地域の実情に応じ創意工夫を生かした多様な事業を行う。

平成21年度は23保険者において実施。

表3-2-20 平成21年度事業規模の状況

事業区分	費用額の上限	事業実績
地域支援事業全体	3.00%	2.18% (19億円)
うち、介護予防事業	2.00%	0.84% (7億円)
うち、包括的支援事業+任意事業	2.00%	1.34% (12億円)

表3-2-21 地域包括支援センター職員研修受講者数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
初任者研修	29	41	58
現任者研修	49	74	67
合計	78	115	125

表3-2-22 ホームヘルパー養成研修受講者数

区 分		21年度	21年度末合計
県実施 研 修	1級課程(230時間研修)	—	848
	2級課程(130時間研修)	201	1,943
	3級課程(50時間研修)	—	748
県指 定研 修	介護職員基礎研修 (500時間～150時間研修)	72	125
	1級課程(230時間研修)	0	1,275
	2級課程(130時間研修)	2,311	27,648
	3級課程(50時間研修)	—	5,996
合 計		2,584	38,583

(注) 1級課程にはS62～H2年度までの家庭奉仕員講習会受講者を含む。

3) ホームヘルパー養成研修

ホームヘルパーの一層の資質向上と多様な派遣需要に応じるため昭和62年度から家庭奉仕員講習会を実施し、平成3年度から3段階、平成20年度から4段階の養成研修に改編して実施した。

平成21年度は県実施の研修を2級課程201人が修了したほか、県指定の研修を介護職員基礎研修課程72人、2級課程2,311人が修了した。

4) 認知症疾患医療センター運営事業

平成21年度から新たに、岩手医科大学附属病院を岩手県認知症疾患医療センターに指定し、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺状況と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行った。 専門医療相談件数 550件

5) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要援護高齢者や身体障がい者の自立を助長し、家族介護者の身体的負担等の軽減を図ることを目的とし、平成7年度に創設された県単独事業であり、住宅改修に要する経費を助成する市町村に対して、経費の一部を補助した。平成21年度は29市町村が実施し、254件の実績があった

6) 高齢者総合支援センター運営事業

高齢者総合支援センターは、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、地域包括支援センターの相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援を行い、高齢者への総合的な支援及び地域包括ケアを推進することを目的として、平成20年度まで実施してきた「高齢者総合相談センター」、「介護実習・普及センター」、「地域介護実習・普及センター」及び「高齢者権利擁護センター」の事業を整理・統合し、専門機能を強化した総合支援センターに一本化し、相談・研修機能の充実が図られている。

7) 生活支援ハウスの運営

生活支援ハウスは、高齢等のため自宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に提供する事業を行う居住部門に指定通所介護事業所等を併設又は隣地に整備した小規模多機能施設である。

表3-2-23 高齢者総合支援センターにおける相談・研修等の状況

総合相談	一般相談	949件
	専門相談	143件
地域包括ケア相談	地域包括支援センターへの支援	91件
	高齢者の権利擁護（相談）	18件
	高齢者の権利擁護（地域研修会）	8回 393人
研修	県民向け研修	47回 1,715人
	地域包括支援センター等支援研修	43回 1,801人
	福祉用具・住宅改修に係る研修	7回 296人
セミナーの開催	地域包括ケア、権利擁護等に関するセミナー	3回 712人

(2) 福祉施設の充実

1) 高齢者生活施設の整備

在宅での養護が困難な高齢者の増加や地域福祉の拠点として、高齢者生活施設の必要性がさらに高まってきていることから、計画的な整備促進に努めてきている。

表3-2-24 老人福祉施設等整備状況

施設の種類	施設の目的	20年度末 定員数	21年度中の 整備数	21年度末 定員数
養護老人ホーム	身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	17施設 967人	— —	17施設 967人
特別養護老人ホーム	身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	103施設 6,293人	2施設 51人	105施設 6,344人
軽費老人ホーム（A型、B型）	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の者が、施設との契約により定額な料金を負担して入所する施設	2施設 100人	— —	2施設 100人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	〃	18施設 707人	— —	18施設 707人
老人デイサービスセンター	在宅虚弱老人に対し、生活指導、日常動作訓練、入浴、給食等のサービスを提供する施設	316施設	35施設	351施設
生活支援ハウス	老人デイサービス事業を実施するほか、ひとり暮らし老人等に居室を提供する施設	20施設 232人	—	20施設 232人
老人ショートステイ用居室	在宅の虚弱老人が一時的に老人ホームに入所するための専用の居室	121施設 1,502人	3施設 46人	124施設 1,548人
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療は必要ないが、リハビリや看護・介護を必要とする寝たきり老人等を入所させ、必要な医療・看護・介護を行う施設	60施設 5,371人	80人	60施設 5,451人

2) 老人ホームへの入所措置等

平成21年度における養護老人ホームへの入所措置状況は、表3-2-25のとおりである。

表3-2-25 老人ホーム入所者状況

養護老人ホーム入所人員 (21年度末) 人	軽費老人ホーム事務費補助 (21年度) 千円
948	431,297